

議案第56号

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第108号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

令和4年度から取手市立福祉会館を国民の祝日に関する法律に規定する休日においても開館することとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用時間及び休館日) 第4条（略） 2 福祉会館の休館日は、 <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> とする。ただし、市長が必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。	(利用時間及び休館日) 第4条（略） 2 福祉会館の休館日は、 <u>次のとおり</u> とする。ただし、市長が必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 <u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> <u>(2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料及び利用料金の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第57号

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

令和4年度から取手市立市民会館を国民の祝日に関する法律に規定する休日においても開館することとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市民会館の休館日は、次のとおりとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>(2) 毎週月曜日(前号に規定する日を除く。)</p> <p>(3) 月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)</p>	<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市民会館の休館日は、次のとおりとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u></p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)</p> <p>(3) 毎週月曜日(休日及び前号に規定する日を除く。)</p> <p>(4) 月曜日が休日に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料及び利用料金の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第58号

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立障害者福祉センターつつじ園において実施する日中一時支援事業について、令和4年度から利用時間を延長するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間及び利用休止日)</p> <p>第4条 障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の利用時間及び利用休止日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用時間 <u>次の区分によるものとする。</u></p> <p>ア <u>障害福祉サービス及び地域活動支援センター事業 午前9時から午後4時まで</u></p> <p>イ <u>日中一時支援事業 午前9時から午後6時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(利用時間及び利用休止日)</p> <p>第4条 障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の利用時間及び利用休止日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用時間 <u>午前9時から午後4時まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施される地域生活支援事業に係る利用の承認、施設の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第59号

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立障害者福祉センターふじしろにおいてこれまで実施している事業に加え、令和4年度から日中一時支援事業を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 障害者福祉センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)のうち、日中一時支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(利用時間及び休館日等)</p> <p>第4条 障害者福祉センターの利用時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 障害福祉サービス 午前9時から午後4時まで</u></p> <p><u>(2) 日中一時支援事業 午前9時から午後6時まで</u></p> <p>2 障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に事業を休止することができる。</u></p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 障害者福祉センターを利用できる</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 障害者福祉センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 障害者福祉センターの利用時間は、<u>午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>2 障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 障害者福祉センターを利用できる</p>

者は、次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 地域生活支援事業に係る利用の承認を受けた者

(3) (略)

(4) 本市に居住し、かつ、障害の程度が前3号に掲げる者と同程度である者で市長が適当と認める者

(5) 前各号に掲げる者の介護を行う者
(利用者負担額)

第9条 (略)

2 地域生活支援事業を利用する者は、当該事業の利用に要する費用を利用者負担額として別に納付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定するほか、障害者福祉センターが実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 第3条第3号及び第4号に規定する事業に関する業務

(4)及び(5) (略)

者は、次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 本市に居住し、かつ、障害の程度が前2号に掲げる者と同程度である者で市長が適当と認める者

(4) 前3号に掲げる者の介護を行う者
(利用者負担額)

第9条 (略)

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに関する業務

(4)及び(5) (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施される地域生活支援事業に係る利用の承認、施設の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第60号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正により、特定教育・保育施設等の事業者等における諸記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的記録による方法が認められたことを踏まえ、本市においても当該府令基準に従い同様の措置を講ずるほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章（略）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準(第37条)</p> <p>第2節 運営に関する基準(第38条～第50条)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</p> <p>第4章 雑則(第53条)</p> <p>付則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章（略）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準(第37条)</p> <p>第2節 運営に関する基準(第38条～第50条)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</p> <p>付則 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があったときは、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電</u></p>

子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあっては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 (略)

2 第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあっては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づ

者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 から 9 まで (略)

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

き、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 から 9 まで (略)

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を同令に定める額に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第62号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

国民健康保険税の賦課方式について、3方式（所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額の合算額）から2方式（所得割額・被保険者均等割額の合算額）に変更するとともに、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に対し国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるほか、当該減額措置を踏まえ、国民健康保険税の減免に係る規定の整備等を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者</p>

額の被保険者均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。

均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の2及び第21条において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。))以外の世帯 19,000円

(2) 特定世帯 9,500円

(3) 特定継続世帯 14,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2から8まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第3条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2から8まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給

に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,700円

イ (略)

与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円

(イ) 特定世帯 6,650円

(ウ) 特定継続世帯 9,975円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平

ウ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,500円

イ (略)

等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ (略)

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

ウ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200円

イ (略)

ウ (略)

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ (略)

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ (略)

カ 介護納付金課税被保険者に係る世

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,100 円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,250 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,400 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500 円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 5,000 円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000 円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険

税の課税の特例)

第 21 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 23 条の 2 において同じ。)である場合における第 4 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)及び」とする。

(国民健康保険税の減免)

第 25 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。

(1) から (3) まで (略)

(4) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児を除く。)が属する世帯の者

(5) (略)

2 及び 3 (略)

付 則

1 (略)

税の課税の特例)

第 21 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 23 条の 2 において同じ。)である場合における第 4 条及び前条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)」とする。

(国民健康保険税の減免)

第 25 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免する。

(1) から (3) まで (略)

(4) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者

(5) (略)

2 及び 3 (略)

付 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5

第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は

林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は

同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第 4 条, 第 6 条, 第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については, 第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と, 「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と, 同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と, 第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等, 同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場合における第 4 条, 第 6 条, 第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については, 第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 4 項(同法第 12 条

同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第 4 条, 第 6 条, 第 8 条及び第 21 条の規定の適用については, 第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 21 条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と, 「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と, 同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と, 第 21 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等, 同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場合における第 4 条, 第 6 条, 第 8 条及び第 21 条の規定の適用については, 第 4 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及

第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条

び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条

条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 から 17 まで (略)

約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 から 17 まで (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条の2、第7条の2、

第9条の2及び第13条第1項の改正規定、第21条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）、第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに第25条の改正規定並びに付則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第63号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

施設の老朽化に伴い舟山住宅を廃止するとともに、税制改正による寡婦（寡夫）控除の見直し及びひとり親控除の創設に伴う用語の整理を行うほか、引用する規定の削除に伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第7号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者で規則に定める要件を備えている者その他規則で定める者であり、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割り当てた市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦又はひとり親</p> <p>(3)から(9)まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条、<u>東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条</u>又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第7号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げる者で規則に定める要件を備えている者その他規則で定める者であり、かつ、速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割り当てた市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</p> <p>(3)から(9)まで (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮和田住宅</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	構造	宮和田住宅	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮和田住宅</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	構造	宮和田住宅	(略)	(略)
名称	位置	構造											
宮和田住宅	(略)	(略)											
名称	位置	構造											
宮和田住宅	(略)	(略)											

南住宅の項 から駒場B住 宅の項まで	(略)	(略)	舟山住宅	取手市井野 一丁目14番	木造(平屋)
			南住宅の項 から駒場B住 宅の項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により容積率の特例許可制度が新たに導入されることに伴い、共同住宅の容積率の特例の許可申請に係る手数料を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(35)まで（略）	（略）	（略）
<u>(36)から(128)まで</u> （略）	（略）	（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(35)まで（略）	（略）	（略）
<u>(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>
<u>(37)から(129)まで</u> （略）	（略）	（略）

付 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第65号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点(番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)	認定図
	終点(番地先)			最小(m)	
2-6188号線	神浦 1033-4	126.60		6.00	1
	神浦 1034-6			5.85	
1-4591号線	井野二丁目 1164-16	39.23		14.00	2
	井野二丁目 1164-8			6.00	
1-2811号線	稲 591-38	169.66		11.00	3
	稲 590-4			6.00	
1-4743号線	井野 701-34	219.23		10.43	4
	井野 687-8			6.00	
1-4744号線	井野 701-11	78.24		11.45	
	井野 701-4			6.00	
1-4745号線	井野 701-19	79.79		11.61	
	井野 687-16			6.00	
1-4746号線	井野 701-3	59.90		10.80	
	井野 687-6			6.00	
1-4747号線	井野 687-12	12.83		10.20	
	井野 687-11			6.00	
1-4748号線	井野 701-37	23.09		8.00	
	井野 701-8			6.00	

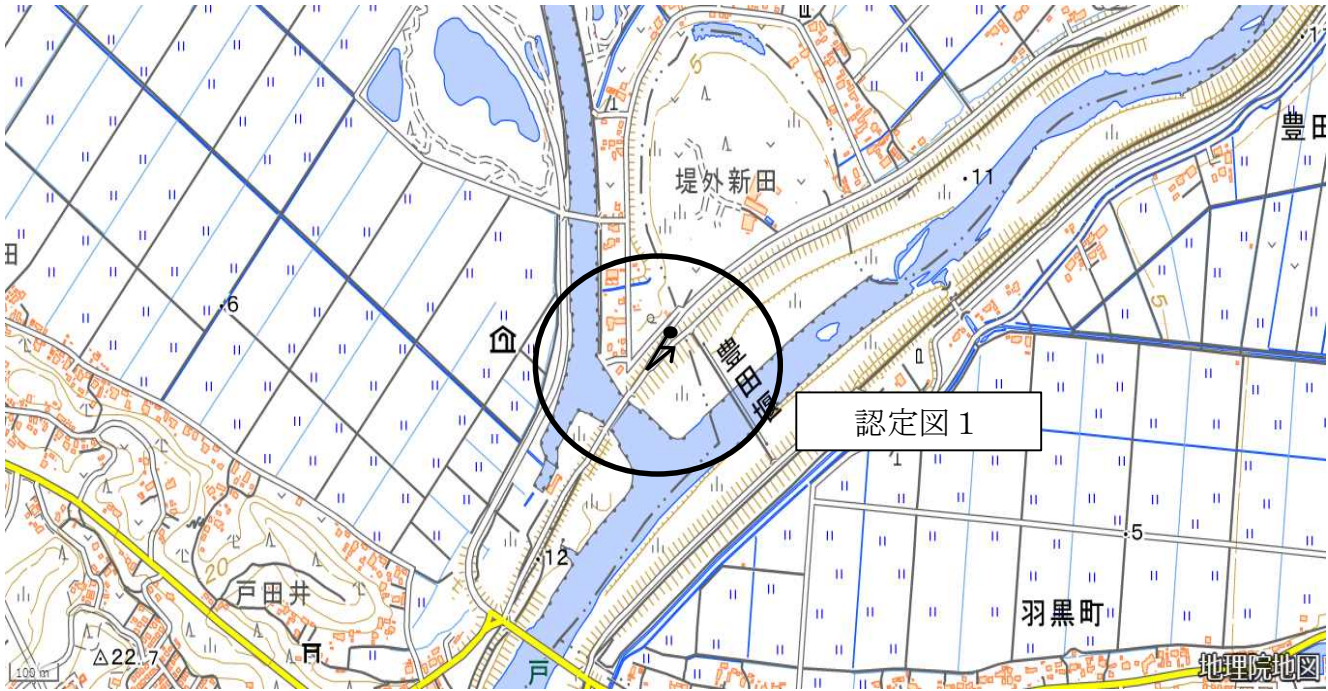
令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

北浦川水門の改修に伴う道路形態の変更及び開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

認定図 1

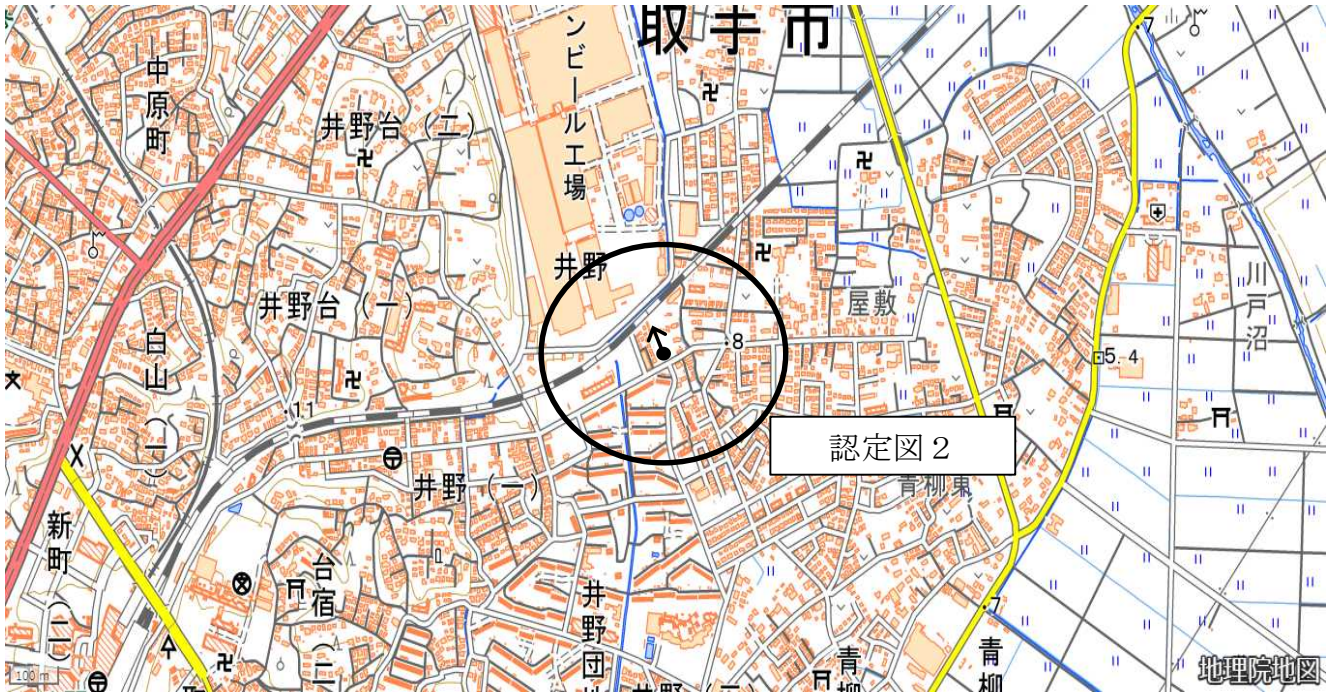


地理院地図

出典：国土地理院

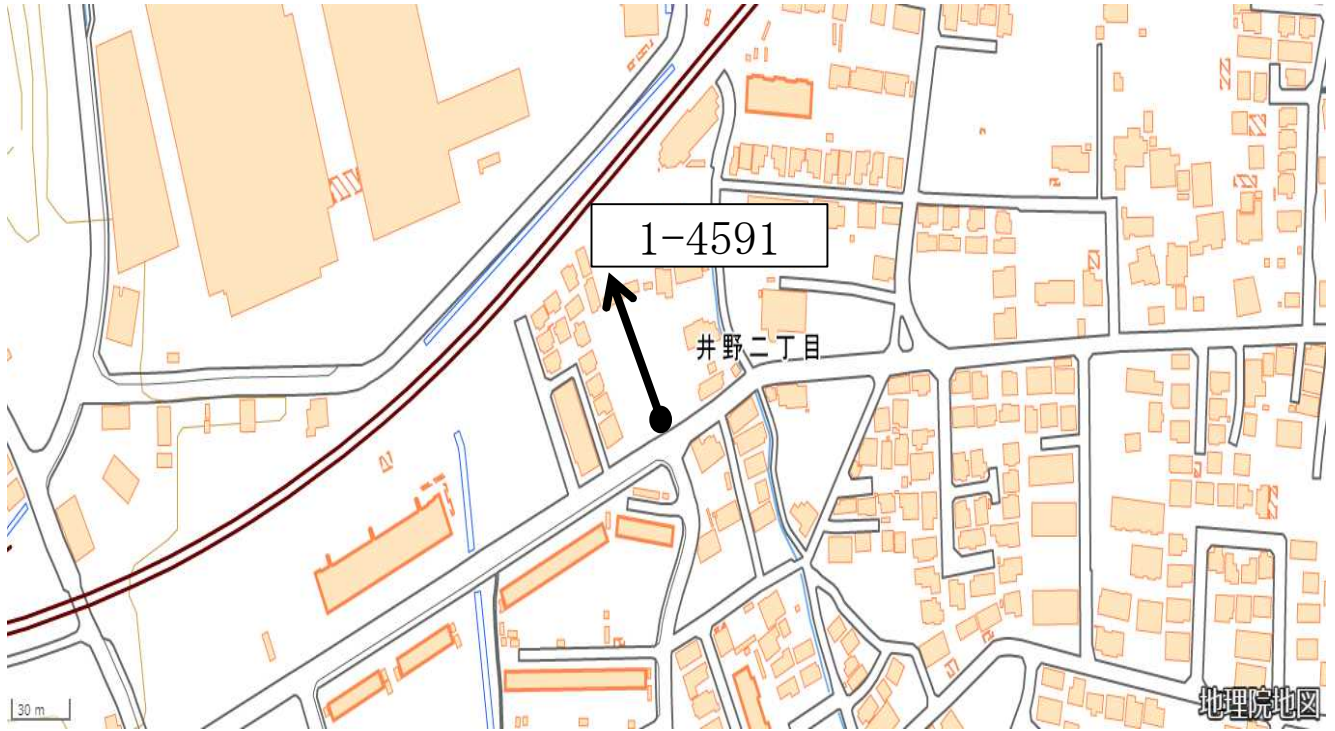
凡例		
路線番号	延長	幅員
2-6188	126.60m	5.85m～6.00m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



出典：国土地理院

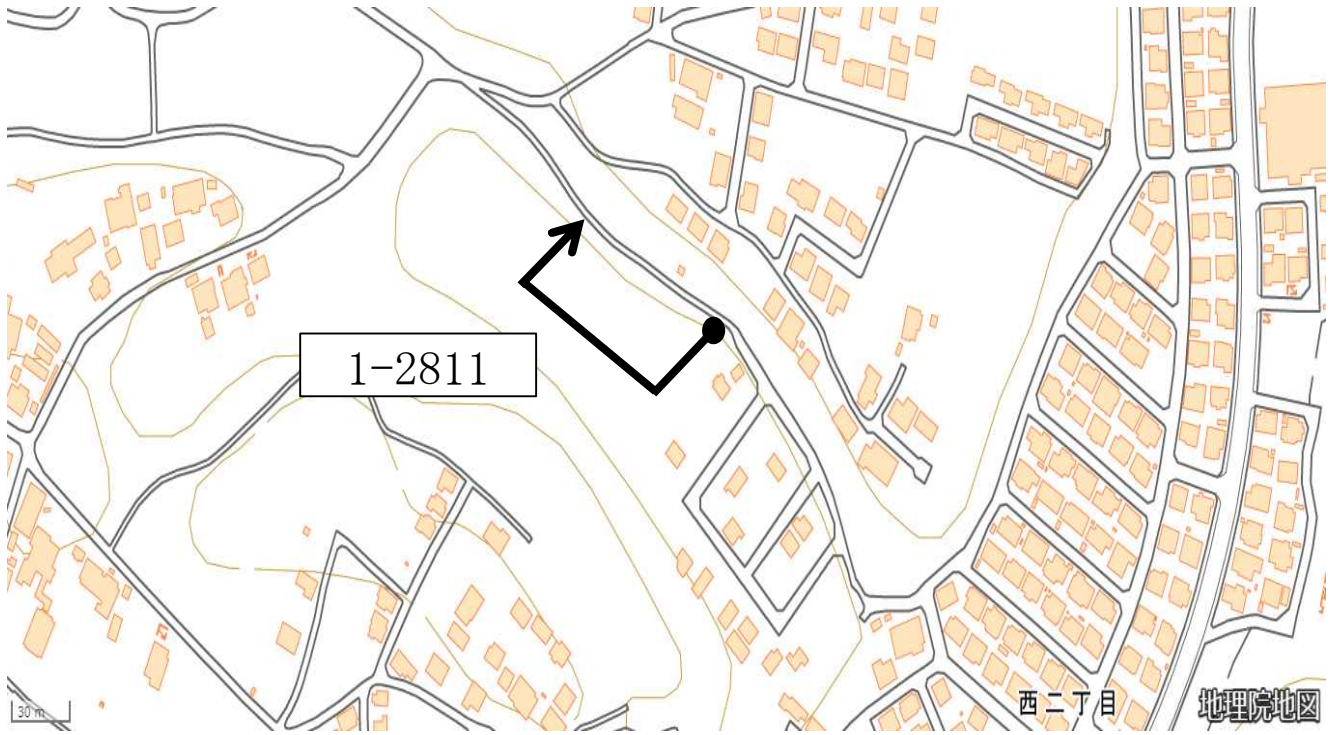
認定図 2



出典：国土地理院

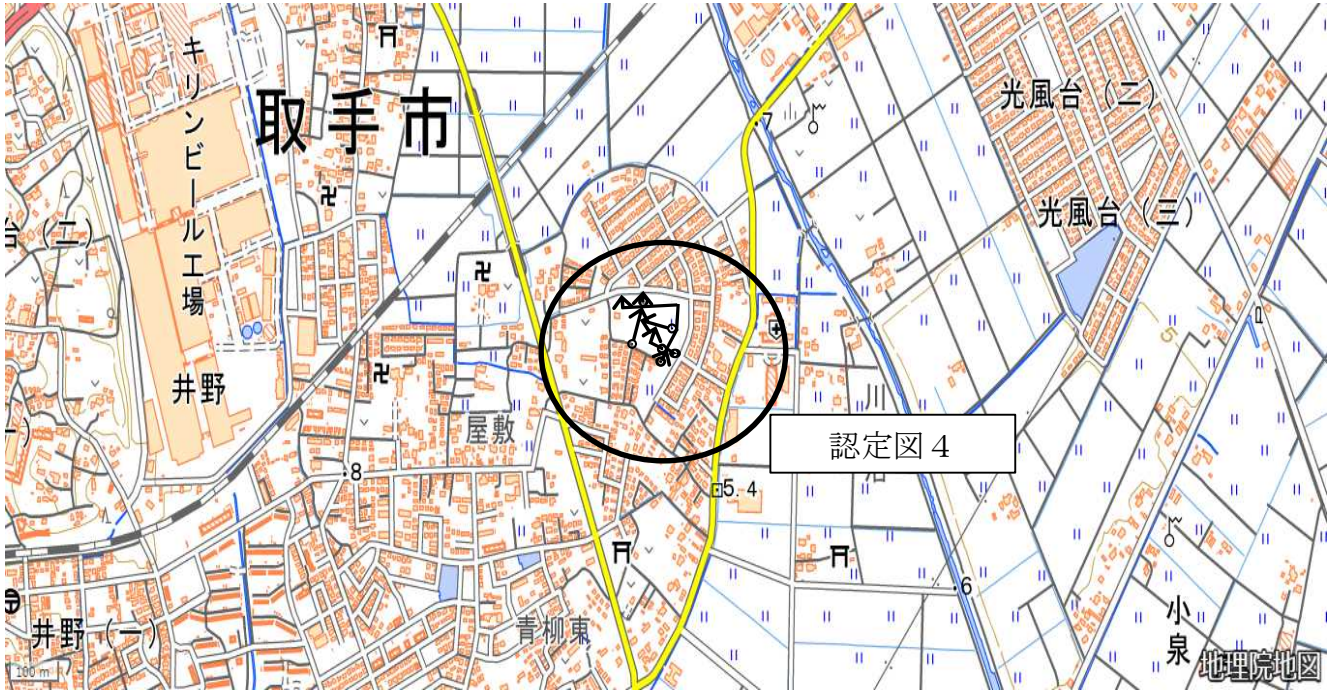
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4591	39.23m	6.00m～14.00m
起点 ● 終点 →		

認定図 3



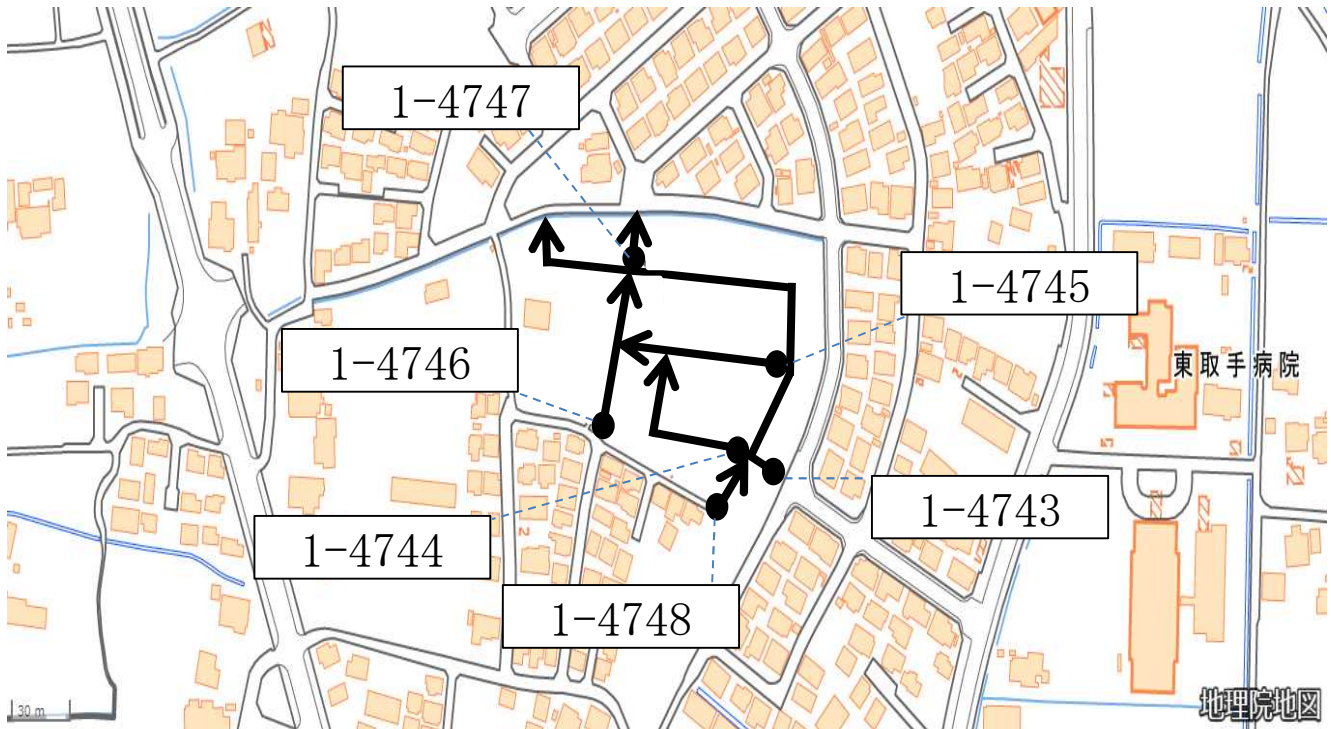
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2811	169.66m	6.00m～11.00m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



出典：国土地理院

認定図 4



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4743	219.23m	6.00m～10.43m
1-4744	78.24m	6.00m～11.45m
1-4745	79.79m	6.00m～11.61m
1-4746	59.90m	6.00m～10.80m
1-4747	12.83m	6.00m～10.20m
1-4748	23.09m	6.00m～8.00m

起点 ● · 終点 →

議案第66号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)	変更図
		終点 (番地先)			最小 (m)	
0224 号線	変更前	高須 2323-3	3886.50		7.70	1
		神浦 1044			3.00	
	変更後	高須 2323-3	3694.60		7.70	
		神浦 945-1			3.00	
2-6167 号線	変更前	神浦 970-16	482.50		7.30	2
		神浦 947			3.00	
	変更後	神浦 970-16	394.10		7.30	
		神浦 943-2			3.00	

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

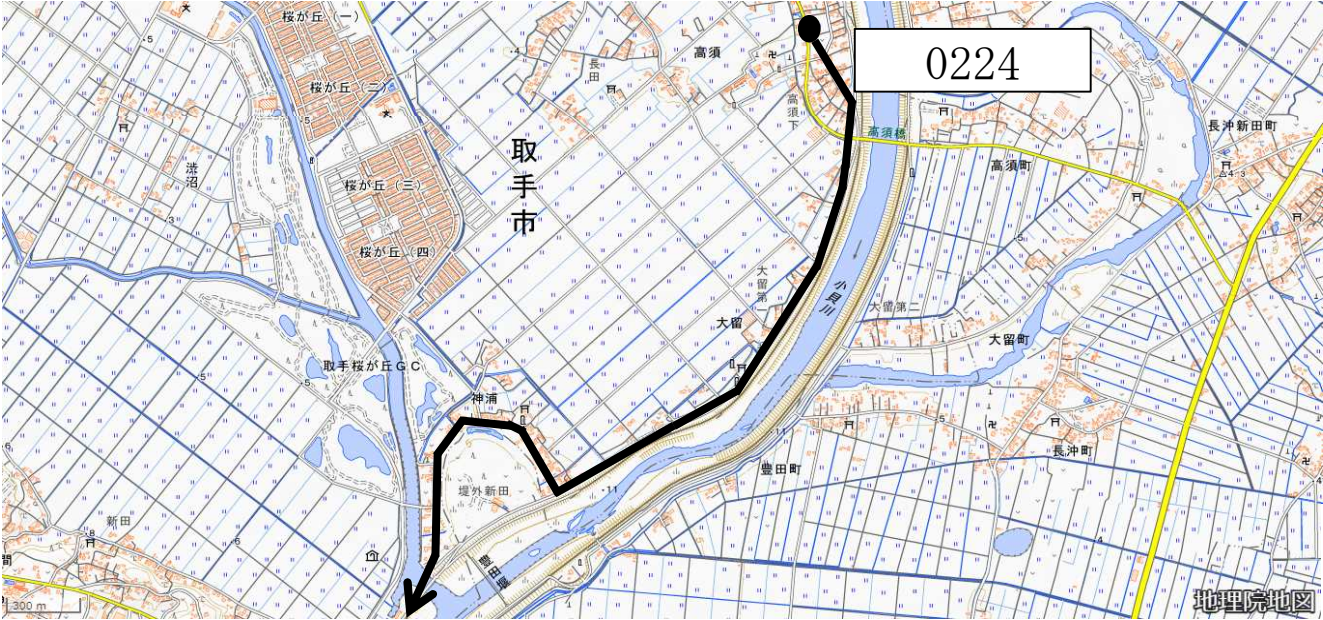
北浦川水門の改修により道路形態が変更されたものについて、当該路線の終点を変更するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

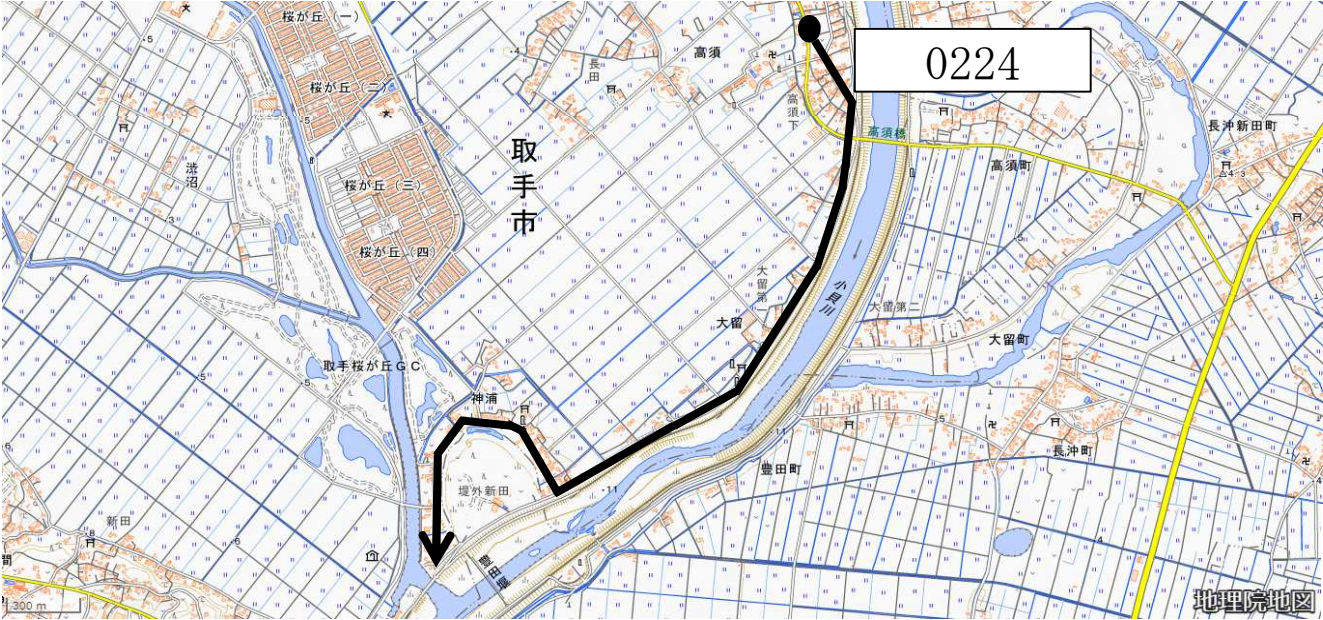
変更図 1 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
0224	3886.50m	3.00m~7.70m
起点 ● ・ 終点 →		

変更図 1 (変更後)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
0224	3694.60m	3.00m～7.70m
起点 ● 終点 →		

変更図 2 (変更前)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-6167	482.50m	3.00m~7.30m
起点 ● 終点 →		

変更図 2 (変更後)



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-6167	394.10m	3.00m~7.30m
起点 ● 終点 →		

議案第67号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)	廃止図
	終点（番地先）			最小(m)	
0216 号線	小文間 1202-2	287.80		9.50	1
	小文間 1202-2			4.90	
1-1330 号線	野々井 533-2	16.80		5.60	2
	野々井 533-2			3.30	
1-4353 号線	井野 700-1	94.80		2.00	3
	井野 720			0.80	

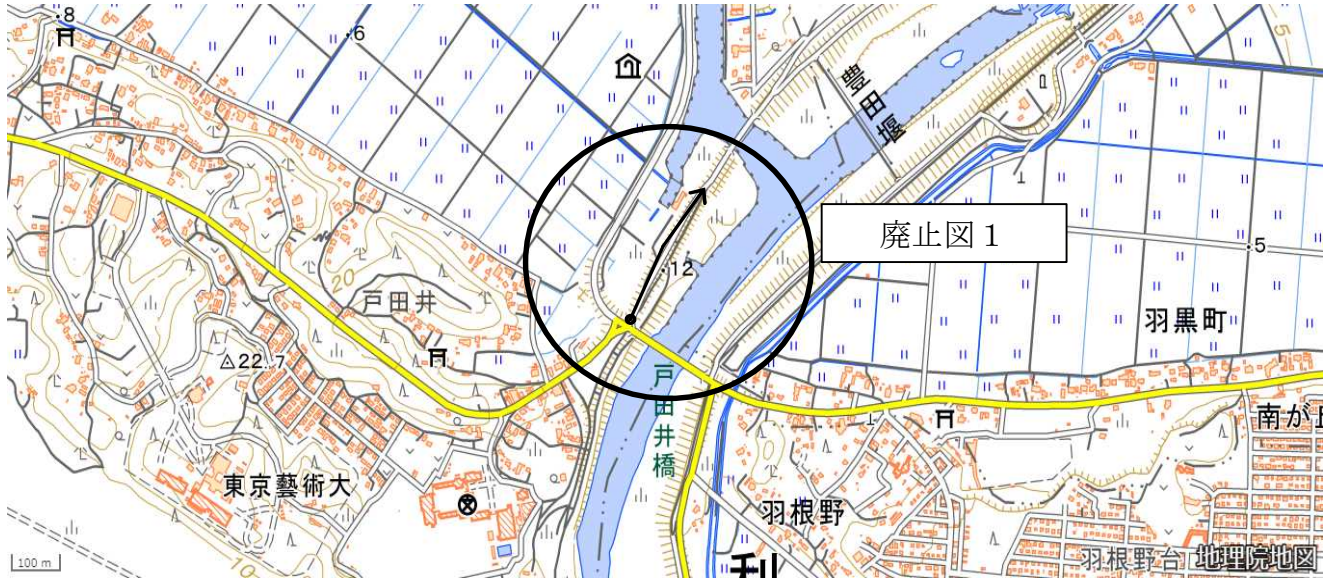
令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

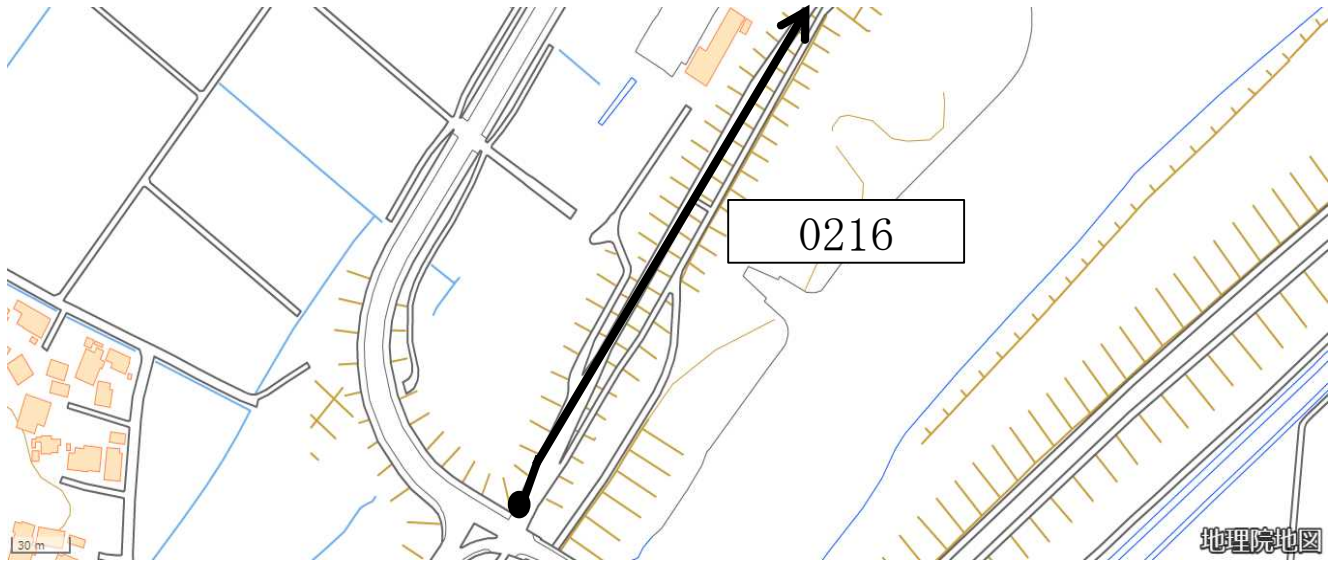
北浦川水門の改修、下高井特定土地区画整理事業による道路の分断及び開発行為により道路としての機能等を有しなくなった市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

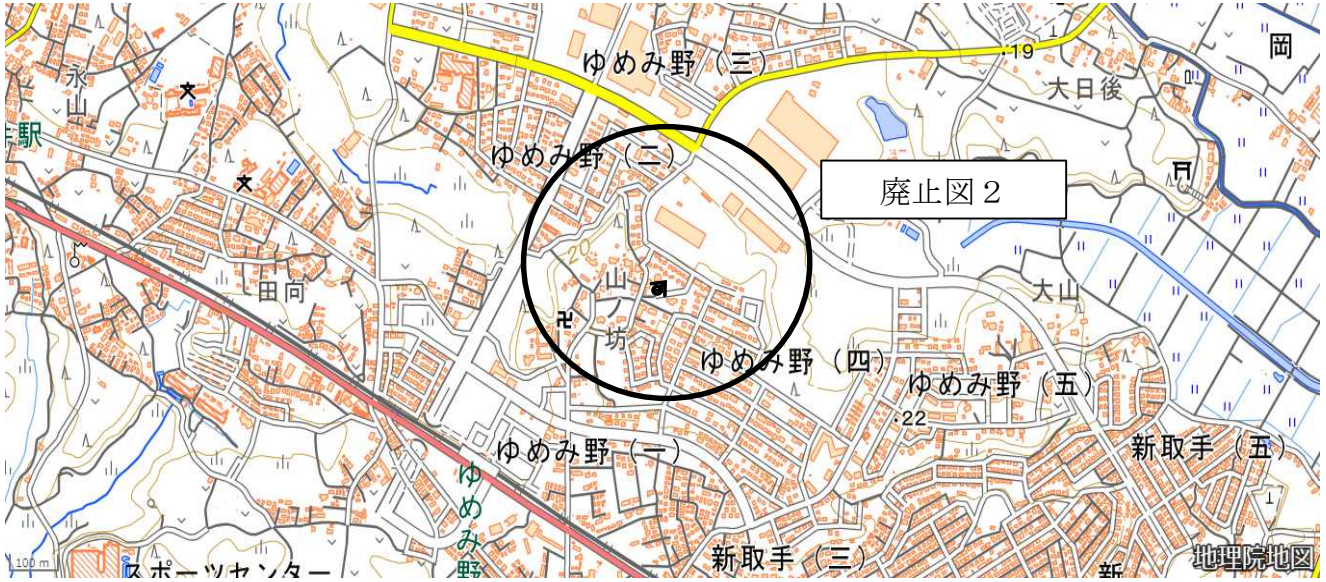
廃止図 1



出典：国土地理院

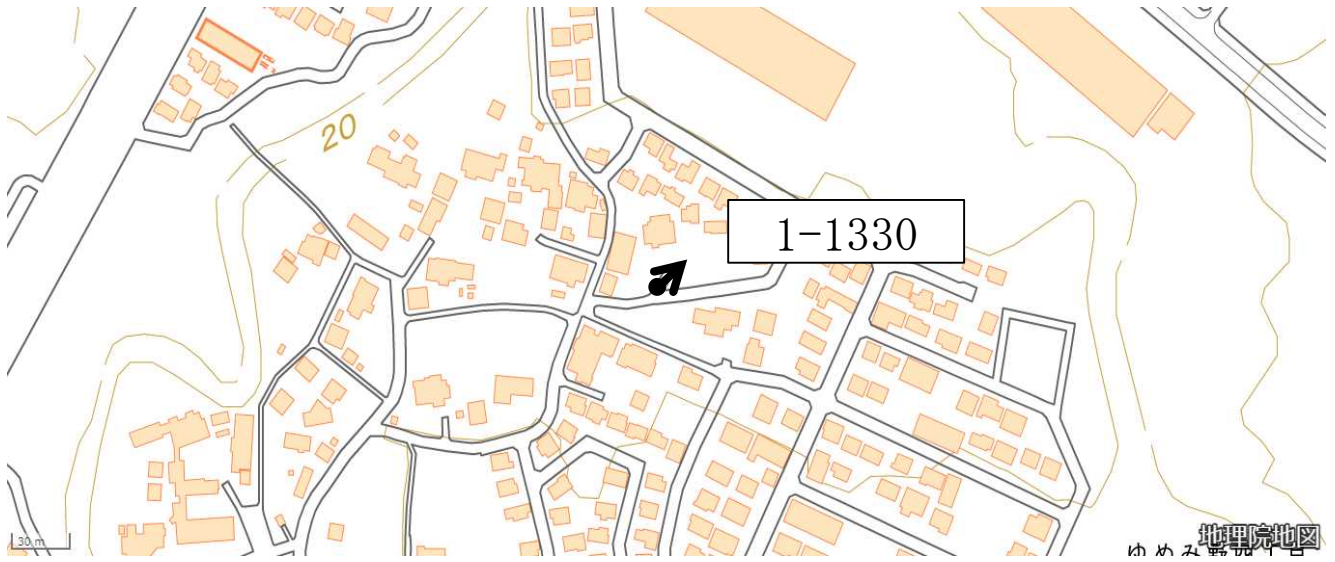
凡例		
路線番号	延長	幅員
0216	287.80m	4.90m～9.50m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図



出典：国土地理院

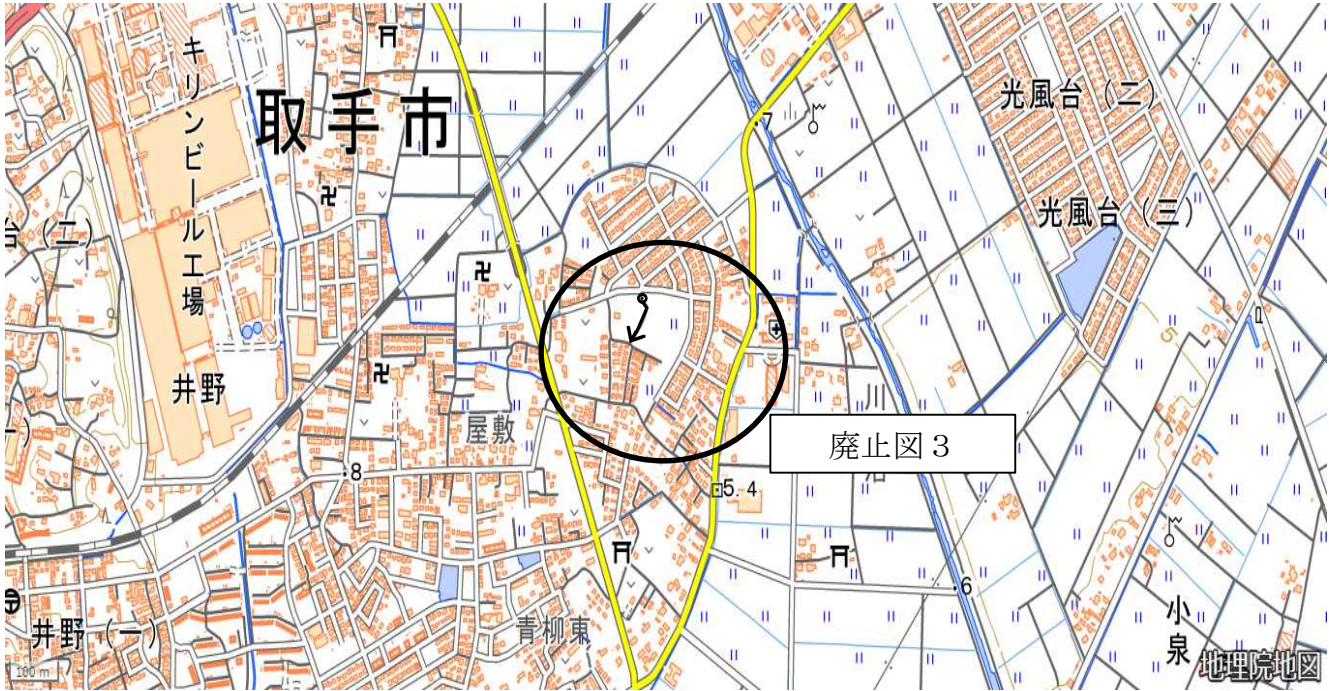
廃止図 2



出典：国土地理院

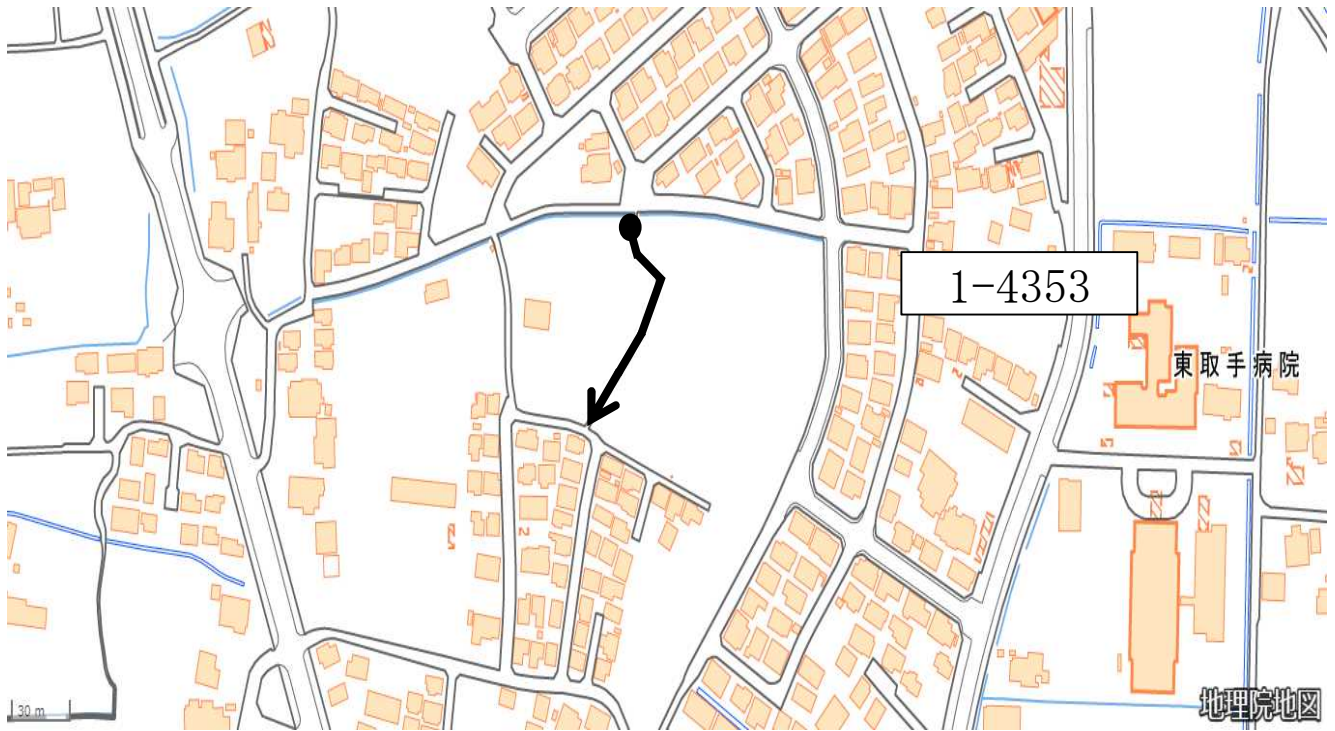
凡例		
路線番号	延長	幅員
1-1330	16.80m	3.30m～5.60m
起点 ● 終点 →		

位置図



出典：国土地理院

廃止図 3



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4353	94.80m	0.80m～2.00m
起点 ● 終点 →		

議案第68号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立福祉会館
取手市東一丁目1番5号

- 2 指定管理者
公益財団法人取手市文化事業団
理事長 藤井信吾
取手市東一丁目1番5号

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立福祉会館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 69 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立市民会館
取手市東一丁目 1 番 5 号

- 2 指定管理者
公益財団法人取手市文化事業団
理事長 藤 井 信 吾
取手市東一丁目 1 番 5 号

- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 30 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

取手市立市民会館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第70号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
 - (1) 取手市立老人福祉センターあけぼの
取手市寺田4723番地
 - (2) 取手市立老人福祉センターさくら荘
取手市岡1025番地
 - (3) 取手市立障害者福祉センターあけぼの
取手市寺田4723番地

- 2 指定管理者
社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 石坂 叡志
取手市寺田5144番地3

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

取手市立老人福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘及び取手市立障害者福祉センターあけぼのの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第71号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立障害者福祉センターつつじ園
取手市戸頭1299番地1

- 2 指定管理者
社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 石坂 叡志
取手市寺田5144番地3

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第72号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立障害者福祉センターふじしろ
取手市藤代730番地1

- 2 指定管理者
社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 石坂 叡志
取手市寺田5144番地3

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第73号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
取手市立こども発達センター
取手市西二丁目35番3号
- 2 指定管理者
社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 石坂 叡志
取手市寺田5144番地3
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

取手市立こども発達センターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第74号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 取手市立いきいきプラザ
取手市取手二丁目8番2号
- (2) 取手市立げんきサロン戸頭西
取手市戸頭八丁目10番1号
- (3) 取手市立げんきサロン稲
取手市稲70番地
- (4) 取手市立げんきサロン藤代
取手市藤代700番地

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 石坂 叡志
取手市寺田5144番地3

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井 信吾

提案理由

取手市立いきいきプラザ、取手市立げんきサロン戸頭西、取手市立げんきサロン稲及び取手市立げんきサロン藤代の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第75号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設
 - (1) 取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷
取手市ゆめみ野三丁目23番地1
 - (2) 取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷
取手市ゆめみ野三丁目23番地1

- 2 指定管理者
社会福祉法人取手市社会福祉事業団
理事長 藤井信吾
取手市ゆめみ野三丁目23番地1

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷及び取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第76号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,558,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,026,864	131,427	7,158,291
	1 国庫負担金	5,559,143	94,280	5,653,423
	2 国庫補助金	1,397,797	37,147	1,434,944
16 県支出金		2,651,283	57,427	2,708,710
	1 県負担金	1,858,081	40,306	1,898,387
	2 県補助金	561,918	17,121	579,039
18 寄附金		500,459	220,687	721,146
	1 寄附金	500,459	220,687	721,146
19 繰入金		1,065,303	257,489	1,322,792
	2 基金繰入金	962,689	257,489	1,220,178
22 市債		2,778,848	86,300	2,865,148
	1 市債	2,778,848	86,300	2,865,148
歳入合計		39,805,401	753,330	40,558,731

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,257,546	300,230	6,557,776
	1 総務管理費	5,419,214	296,530	5,715,744
	2 徴税費	398,509	△500	398,009
	3 戸籍住民基本台帳費	276,069	4,200	280,269
3 民生費		15,656,503	247,767	15,904,270
	1 社会福祉費	7,280,647	168,093	7,448,740
	2 児童福祉費	6,170,342	62,874	6,233,216
	3 生活保護費	2,205,241	16,800	2,222,041
4 衛生費		2,439,594	6,519	2,446,113
	1 保健衛生費	1,872,691	6,019	1,878,710
	2 清掃費	565,524	500	566,024
5 農林水産業費		248,004	26,715	274,719
	1 農業費	248,004	26,715	274,719
6 商工費		491,077	9,494	500,571
	1 商工費	491,077	9,494	500,571
7 土木費		4,446,581	51,240	4,497,821
	1 土木管理費	147,655	1,870	149,525
	2 道路橋りょう費	887,916	25,678	913,594
	3 都市計画費	3,268,264	4,485	3,272,749
	4 住宅費	142,746	19,207	161,953
8 消防費		1,840,889	3,839	1,844,728
	1 消防費	1,840,889	3,839	1,844,728

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		3,786,484	107,526	3,894,010
	1 教 育 総 務 費	830,888	4,268	835,156
	2 小 学 校 費	885,753	16,829	902,582
	3 中 学 校 費	486,237	4,505	490,742
	5 社 会 教 育 費	948,369	81,924	1,030,293
歳 出 合 計		39,805,401	753,330	40,558,731

第 2 表 継 続 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
9 教 育 費	5 社会教育費	ふじしろ図書館空調設備改修事業	150,000	令和3年度	69,000
				令和4年度	81,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会会議録作成支援システム保守点検業務委託	令和3年度から令和4年度まで	1,060
議会会議録検索システム使用料	令和3年度から令和4年度まで	610
広報印刷業務委託	令和3年度から令和4年度まで	9,330
ふるさと取手応援寄附受付等業務委託	令和3年度から令和4年度まで	協定等に基づく業務委託経費
ふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料	令和3年度から令和4年度まで	寄附金額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額に基本料金を加えた額
市役所庁舎管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	23,140
市役所庁舎夜間警備業務委託	令和3年度から令和4年度まで	6,530
市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託	令和3年度から令和4年度まで	15,630
市バス運転業務委託	令和3年度から令和4年度まで	3,380
藤代庁舎管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	5,390
藤代庁舎清掃管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	5,870

事 項	期 間	限 度 額
藤代庁舎夜間警備業務委託	令和3年度から令和4年度まで	5,780
サイクルステーションとりで管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	39,060
市税収納業務取扱手数料	令和3年度から令和4年度まで	市税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額
戸頭子育て支援センター清掃業務委託	令和3年度から令和4年度まで	600
取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託	令和3年度から令和4年度まで	5,530
取手駅東西口駅前広場・ギャラリーロード・歩行者デッキ清掃業務委託	令和3年度から令和4年度まで	11,860
藤代駅自由通路等清掃業務委託	令和3年度から令和4年度まで	1,200
分庁舎清掃管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	550
北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	令和3年度から令和4年度まで	3,650
消防庁舎清掃管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	1,500
I C T活用教育支援スタッフ業務委託	令和3年度から令和4年度まで	31,050
図書館（取手・ふじしろ）清掃管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	6,390
藤代スポーツセンター庭園管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	9,100
藤代スポーツセンター総合体育館 設備保守・清掃業務委託	令和3年度から令和4年度まで	9,100

事 項	期 間	限 度 額
藤代スポーツセンター施設管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	3,240
藤代スポーツセンター屋外施設管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	4,950
藤代武道場受付管理業務委託	令和3年度から令和4年度まで	3,870
学校給食センター賄材料費（令和4年4月分）	令和3年度から令和4年度まで	10,840
公用車リース料（令和3年度その2）	令和3年度から令和12年度まで	34,300
事務用機器使用料（令和3年度）	令和3年度から令和8年度まで	4,600
自治体窓口証明発行システム使用料	令和3年度から令和8年度まで	3,400
障害者福祉センターつつじ園指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
障害者福祉センターふじしろ指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
老人福祉センター・障害者福祉センターあけぼの指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
老人福祉センターさくら荘指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターふれあいの郷指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
緊急通報装置リース料	令和3年度から令和8年度まで	57,980
いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・げんきサロン稲・げんきサロン藤代指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費

事 項	期 間	限 度 額
こども発達センター指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
保育所（井野なないろ・久賀）給食調理業務委託	令和3年度から令和5年度まで	88,410
保育所防犯カメラ設置・管理業務委託	令和3年度から令和8年度まで	8,060
LED防犯灯リース料	令和3年度から令和13年度まで	163,350
防火衣リース料（令和3年度）	令和3年度から令和10年度まで	6,310
小学校（永山小・取手西小・高井小） 給食調理業務委託	令和3年度から令和5年度まで	116,900
中学校（取手一中・永山中・戸頭中） 給食調理業務委託	令和3年度から令和5年度まで	106,790
市民会館・福祉会館指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費
図書館配送業務委託	令和3年度から令和6年度まで	20,420

（変 更）

（単位 千円）

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 （令和3年度）	令和3年度から 令和11年度まで	8,900	公用車リース料 （令和3年度その1）	令和3年度から 令和11年度まで	8,900

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
市 道 整 備 事 業	116,100	普通貸借	3.0%以内	30年以内	119,700	普通貸借	3.0%以内	30年以内
合 併 特 例 債	531,200	又 は	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	596,800	又 は	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公 共 施 設 等 除 却 債	2,400	証 券 発 行			19,500	証 券 発 行		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,026,864	131,427	7,158,291
16 県支出金	2,651,283	57,427	2,708,710
18 寄附金	500,459	220,687	721,146
19 繰入金	1,065,303	257,489	1,322,792
22 市債	2,778,848	86,300	2,865,148
歳入合計	39,805,401	753,330	40,558,731

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,257,546	300,230	6,557,776			302,270	△2,040
3 民生費	15,656,503	247,767	15,904,270	168,936			78,831
4 衛生費	2,439,594	6,519	2,446,113	1,272			5,247
5 農林水産業費	248,004	26,715	274,719	161			26,554
6 商工費	491,077	9,494	500,571	7,120			2,374
7 土木費	4,446,581	51,240	4,497,821	5,198	20,700	685	24,657
8 消防費	1,840,889	3,839	1,844,728				3,839
9 教育費	3,786,484	107,526	3,894,010	6,167	65,600	24,087	11,672
歳出合計	39,805,401	753,330	40,558,731	188,854	86,300	327,042	151,134

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	5,018,186	94,280	5,112,466	1 社会福祉費負担金	54,100	・ 自立支援補装具費負担金 4,100 増 ・ 自立支援給付費負担金 50,000 増
				4 児童福祉費負担金	27,430	・ 子どものための教育・保育給付費負担金 3,430 増 ・ 障害児入所給付費等負担金 24,000 増
				5 生活保護費負担金	12,750	・ 生活保護費負担金 12,750 増
計	5,559,143	94,280	5,653,423			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	291,998	26,414	318,412	1 社会福祉費補助金	285	・ 地域生活支援事業補助金 285 増
				2 児童福祉費補助金	4,595	・ 子ども・子育て支援交付金 2,711 増 ・ 子ども・子育て支援事業費補助金 1,884
				3 老人福祉費補助金	21,534	・ 地域介護・福祉空間施設整備交付金 21,534
3 衛生費国庫補助金	360,961	1,272	362,233	1 保健衛生費補助金	272	・ 健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金 272
				3 母子衛生費補助金	1,000	・ 産後ケア事業感染拡大防止対策事業費補助金 1,000
4 土木費国庫補助金	203,674	5,198	208,872	1 市道整備事業費補助金	5,198	・ 防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 5,198 増
5 教育費国庫補助金	45,815	4,263	50,078	3 中学校費補助金	359	・ 特別支援教育就学奨励費補助金 359 増
				5 社会教育費補助金	1,904	・ 子ども・子育て支援交付金 1,904 増
				8 事務局費補助金	2,000	・ 公立学校情報機器整備費補助金 2,000
計	1,397,797	37,147	1,434,944			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,843,935	40,306	1,884,241	1 社会福祉費負担金	27,050	・ 自立支援補装具費負担金 2,050 増 ・ 自立支援給付費負担金 25,000 増
				3 児童福祉費負担金	13,256	・ 子どものための教育・保育給付費負担金 1,256 増 ・ 障害児通所給付費等負担金 12,000 増
計	1,858,081	40,306	1,898,387			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	421,033	7,936	428,969	1 社会福祉費補助金	138	・ 地域生活支援事業補助金 138 増
-----------	---------	-------	---------	------------	-----	---------------------

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金				3 医療福祉費補助金	3,377	・医療福祉医療費(過年度) 3,377
				4 児童福祉費補助金	4,421	・保育対策総合支援事業費補助金 1,710 増 ・子ども・子育て支援交付金 2,711 増
4 農林水産業費 県補助金	23,597	161	23,758	2 農業振興費補助金	161	・機構集積協力金交付事業補助金 161
5 商工費県補助金	3,933	7,120	11,053	2 商工振興費補助金	7,120	・わくわく茨城生活実現事業補助金 7,120 増
7 教育費県補助金	42,894	1,904	44,798	3 社会教育費補助金	1,904	・子ども・子育て支援交付金 1,904 増
計	561,918	17,121	579,039			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	500,100	200,000	700,100	1 総務費寄附金	200,000	・ふるさと取手応援基金寄附金 200,000 増
9 教育費寄附金	301	20,687	20,988	1 教育費寄附金	20,687	・教育費寄附金 20,687 増
計	500,459	220,687	721,146			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金 繰入金	459,053	151,134	610,187	1 財政調整基金 繰入金	151,134	・財政調整基金繰入金 151,134 増
3 みどりの基金 繰入金	4,903	685	5,588	1 みどりの基金 繰入金	685	・みどりの基金繰入金 685 増
4 公共施設整備基金 繰入金	95,947	3,400	99,347	1 公共施設整備基金 繰入金	3,400	・公共施設整備基金繰入金 3,400 増
6 ふるさと取手応援 基金繰入金	369,947	102,270	472,217	1 ふるさと取手応援 基金繰入金	102,270	・ふるさと取手応援基金繰入金 102,270 増
計	962,689	257,489	1,220,178			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 土木債	159,100	3,600	162,700	1 市道整備事業債	3,600	・市道整備事業債 3,600 増
6 合併特例債	531,200	65,600	596,800	1 合併特例債	65,600	・合併特例債 65,600 増
8 公共施設等除却債	2,400	17,100	19,500	1 公共施設等除却債	17,100	・公共施設等除却債 17,100 増
計	2,778,848	86,300	2,865,148			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	△6,000 (1,554,980) (1,548,980)				△6,000			
					△6,000	2 給料	△3,000	2 一般職人件費 6,000 減
						3 職員手当等	1,000	給料 (3,000 減) ・ 現員現給の調整 3,000 減 職員手当等 (1,000 増) ・ 現員現給の調整 1,000 増 共済費 (4,000 減) ・ 現員現給の調整 4,000 減
						4 共済費	△4,000	
4 財政管理費	300,000 (754,764) (1,054,764)			200,000 寄附金				
				100,000 繰入金				
				300,000		12 委託料	100,000	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 300,000 増
					24 積立金	200,000	委託料 (100,000 増) ・ ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料 100,000 増 積立金 (200,000 増) ・ ふるさと取手応援基金積立金 200,000 増	
11 災害対策費	2,530 (88,765) (91,295)			2,270 繰入金	260			
				2,270	260	10 需用費	2,530	21 防災訓練に要する経費 2,530 増
						4 印刷製本費	2,530	需用費 (2,530 増) 印刷製本費 2,530

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	296,530 (5,419,214) (5,715,744)			302,270	△5,740			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務 総務費	△500 (292,458) (291,958)				△500			
					△3,000	2 給料	△1,500	2 一般職人件費 3,000 減
						3 職員手当等	△1,500	
						22 償還金, 利子及び 割引料	2,500	給料 (1,500 減) ・現員現給の調整 1,500 減 職員手当等 (1,500 減) ・現員現給の調整 1,500 減
					2,500			20 市税過誤納金還付金 2,500 増
								償還金, 利子及び割引料 (2,500 増) ・市税過誤納還付金 2,500 増
項計	△500 (398,509) (398,009)				△500			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍 住民 基本 台帳費	4,200 (276,013) (280,213)				4,200			
					4,200	3 職員手当等	4,200	2 一般職人件費 4,200 増

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費							職員手当等 (4,200 増) ・ 現員現給の調整 4,200 増	
項 計	4,200 (276,069) (280,269)				4,200			
款 計	300,230 (6,257,546) (6,557,776)			302,270	△2,040			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,300 (1,505,234) (1,509,534)				4,300			
					4,300	2 給料 800	2 一般職人件費 4,300 増	
						3 職員手当等 3,500	給料 (800 増) ・ 現員現給の調整 800 増 職員手当等 (3,500 増) ・ 現員現給の調整 3,500 増	
2 障害者福祉費	109,336 (2,005,053) (2,114,389)	54,385 国庫支出金			27,763			
		27,188 県支出金						
		81,573			27,763	7 報償費 50	33 自立支援に要する経費 109,336 増	
						10 需用費 565		
		75,000			25,100	1 消耗品費 115	(1) 介護給付費等に関する経費 100,100 増	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費							負担金, 補助及び交付金 (21,534) ・地域介護・福祉空間整備推進補助金 21,534	
				11,298			72 後期高齢者医療特別会計繰出金 11,298 増	
							繰出金 (11,298 増) ・後期高齢者医療特別会計繰出金 11,298 増	
5 医療福祉費	0 (622,619) (622,619)	3,377 国庫支出金			△3,377			
		3,377			△3,377		6 医療福祉費助成に要する経費	
							財源充当の変更	
項計	168,093 (7,280,647) (7,448,740)	106,484			61,609			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	△416 (699,478) (699,062)	1,884 国庫支出金			△2,300			
					△2,300	3 職員手当等 △2,236	2 一般職人件費 2,300 減	
						10 需用費 30		
						1 消耗品費 30	職員手当等 (2,300 減) ・現員現給の調整 2,300 減	
						11 役務費 360		
		1,884				1 通信運搬費 360	39 児童手当事務に要する経費 1,884 増	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費						12 委託料	1,430	職員手当等 (64 増) 時間外勤務手当 64 需用費 (30 増) 消耗品費 30 増 役務費 (360 増) 通信運搬費 360 増 委託料 (1,430) ・通知封入封かん業務委託料 1,430
2 児童 措置費	48,010 (1,854,932) (1,902,942)	24,000 国庫支出金 12,000 県支出金 36,000			12,010	11 役務費 4 手数料 19 扶助費	10 10 48,000	29 障害児通所給付費に要する経費 48,010 増 役務費 (10 増) 手数料 10 増 扶助費 (48,000 増) ・障害児通所給付費 48,000 増
3 児童 入所費	19,980 (2,407,120) (2,427,100)	6,141 国庫支出金 5,677 県支出金 7,132			8,162	12 委託料 18 負担金, 補助及び 交付金	5,944 14,036	22 民間保育園運営に要する経費 14,036 増 負担金, 補助及び交付金 (14,036 増) ・保育体制強化事業補助金 2,280 増 ・障害児保育事業補助金 3,180 増 ・特別支援教育費補助金 440 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費		4,686			1,258		<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園一時預かり事業補助金 3,074 増 ・民間保育園延長保育促進事業補助金 2,728 増 ・民間保育園病児保育事業補助金 2,334 増 	
							24 管外保育委託に要する経費 5,944 増 委託料 (5,944 増) ・管外私立地域型保育園入所委託料 5,944 増	
4 保育所費	△4,700 (1,204,006) (1,199,306)				△4,700			
					△4,700	2 給料	△4,000	2 一般職人件費 4,700 減
					4 共済費	△700	給料 (4,000 減) ・現員現給の調整 4,000 減 共済費 (700 減) ・現員現給の調整 700 減	
項 計	62,874 (6,170,342) (6,233,216)	49,702			13,172			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	△200 (122,241) (122,041)				△200		
					△200	3 職員手当等	△600
					4 共済費	400	職員手当等 (600 減)

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 生活保護 総務費							・現員現給の調整 600 減 共済費 (400 増) ・現員現給の調整 400 増	
2 扶助費	17,000	12,750			4,250			
	(2,083,000) (2,100,000)	国庫支出金 12,750			4,250	19 扶助費	17,000	
						20 生活保護に要する経費	17,000 増	
						扶助費 (17,000 増) ・生活扶助	17,000 増	
項計	16,800 (2,205,241) (2,222,041)	12,750			4,050			
款計	247,767 (15,656,503) (15,904,270)	168,936			78,831			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	100 (516,792) (516,892)				100		
					100	3 職員手当等	100
						2 一般職人件費	100 増
						職員手当等 (100 増) ・現員現給の調整	100 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 生活習慣病対策費							・子宮がん検診委託料 2,468 増	
項計	6,019 (1,872,691) (1,878,710)	1,272			4,747			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	500 (54,465) (54,965)				500			
					500	3 職員手当等	500	2 一般職人件費 500 増
								職員手当等 (500 増) ・現員現給の調整 500 増
項計	500 (565,524) (566,024)				500			
款計	6,519 (2,439,594) (2,446,113)	1,272			5,247			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	1,200 (57,420) (58,620)				1,200			
					1,200	3 職員手当等	1,000	2 一般職人件費 1,200 増
						4 共済費	200	職員手当等 (1,000 増)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 現員現給の調整 1,000 増 共済費 (200 増) ・ 現員現給の調整 200 増 	
2 農業総務費	100				100	3 職員手当等	100	2 一般職人件費 100 増
	(50,999) (51,099)				100			職員手当等 (100 増) ・ 現員現給の調整 100 増
3 農業振興費	24,248	161			24,087	18 負担金, 補助及び交付金	24,248	20 農業振興に要する経費 161 増
	(93,907)	県支出金						負担金, 補助及び交付金 (161 増) ・ 機構集積協力金交付事業補助金 161
	(118,155)	161						44 水田農業構造改革対策に要する経費 24,087 増
					24,087			負担金, 補助及び交付金 (24,087 増) ・ 水田農業転作等実施補助金 24,087 増
4 農地費	1,167				1,167			20 土地改良事業に要する経費 1,167 増
	(45,678) (46,845)				1,167			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他			
4 農地費					18 負担金, 補助及び 交付金	1,167	負担金, 補助及び交付金 ・小文間パイプライン整備負担金 (1,167 増) 1,167 増
項計	26,715 (248,004) (274,719)	161				26,554	
款計	26,715 (248,004) (274,719)	161				26,554	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工 振興費	9,494 (264,538) (274,032)	7,120 県支出金				2,374		
		7,120			10 需用費	94	32 わくわく取手生活実現事業に要する経費	9,494 増
					1 消耗品 費	94	需用費 消耗品費	(94 増) 94 増
					18 負担金, 補助及び 交付金	9,400	負担金, 補助及び交付金 ・わくわく取手生活実現事業補助金	(9,400 増) 9,400 増
項計	9,494 (491,077) (500,571)	7,120				2,374		
款計	9,494 (491,077) (500,571)	7,120				2,374		

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 土木 総務費	1,870 (147,655) (149,525)				1,870			
					1,870	12 委託料	1,870	
							25 道路管理に要する経費	1,870 増
							委託料 ・道路舗装状況調査委託料	(1,870 増) 1,870
項 計	1,870 (147,655) (149,525)				1,870			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路 橋りょう 総務費	400 (134,400) (134,800)				400				
					400	3 職員手当等	300	2 一般職人件費	400 増
						4 共済費	100	職員手当等 ・現員現給の調整	(300 増) 300 増
								共済費 ・現員現給の調整	(100 増) 100 増
2 道路 維持費	25,278 (396,127) (421,405)	5,198	3,600		16,480				
		5,198	3,600		16,480	10 需用費	12,004	20 道路維持補修に要する経費	25,278 増
						6 修繕料	12,004		
						12 委託料	3,822	需用費	(12,004 増)
						14 工事請負費	9,452	修繕料	12,004 増

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 道路維持費							委託料 (3,822 増) ・道路清掃委託料 3,822 増 工事請負費 (9,452 増) ・歩道橋補修工事 9,452 増	
項 計	25,678 (887,916) (913,594)	5,198	3,600		16,880			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	3,700 (497,076) (500,776)				3,700			
					3,700	2 給料	400	2 一般職人件費 3,700 増
						3 職員手当等	2,900	
						4 共済費	400	給料 (400 増) ・現員現給の調整 400 増 職員手当等 (2,900 増) ・現員現給の調整 2,900 増 共済費 (400 増) ・現員現給の調整 400 増
4 土地区画 整理費	100 (19,815) (19,915)				100			
					100	4 共済費	100	2 一般職人件費 100 増
								共済費 (100 増) ・現員現給の調整 100 増

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
8 公園 緑地費	685 (198,252) (198,937)			685 繰入金 385				
					11 役務費	385	21 緑地等管理に要する経費 385 増	
					10 不動産 鑑定料	385	役務費 (385)	
					18 負担金, 補助及び 交付金	300	不動産鑑定料 385	
				300			22 保存緑地・保存樹木等に要する経費 300 増	
							負担金, 補助及び交付金 (300 増) ・保存緑地・保存樹木等助成金 300 増	
項 計	4,485 (3,268,264) (3,272,749)			685	3,800			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅 管理費	19,207 (142,746) (161,953)		17,100		2,107			
					100	4 共済費	100	2 一般職人件費 100 増
						14 工事請負費	19,107	共済費 (100 増) ・現員現給の調整 100 増
			17,100		2,007			20 市営住宅管理に要する経費 19,107 増
								工事請負費 (19,107 増) ・市営住宅解体工事 19,107

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	19,207 (142,746) (161,953)		17,100		2,107			
款計	51,240 (4,446,581) (4,497,821)	5,198	20,700	685	24,657			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備 消防費	3,839 (1,697,774) (1,701,613)				3,839				
					600	3 職員手当等	400	2 一般職人件費	600 増
						4 共済費	200		
						10 需用費	1,374	職員手当等	(400 増)
						1 消耗品費	1,374	・現員現給の調整	400 増
						18 負担金, 補助及び 交付金	1,865	共済費	(200 増)
					1,374			・現員現給の調整	200 増
								21 職員の福利厚生に要する経費	1,374 増
								需用費	(1,374 増)
								消耗品費	1,374 増
					1,865			24 消防水利の維持管理に要する経費	1,865 増
								負担金, 補助及び交付金	(1,865 増)
								・水道消火栓設置, 維持管理負担金	1,865 増

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	3,839 (1,840,889) (1,844,728)				3,839			
款計	3,839 (1,840,889) (1,844,728)				3,839			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	2,858	2,000		1,558	△700			
	(616,359)	国庫支出金		寄附金				
	(619,217)				△700	2 給料	△1,500	2 一般職人件費 700 減
						3 職員手当等	800	
						10 需用費	1,558	給料 (1,500 減)
						1 消耗品費	1,558	・現員現給の調整 1,500 減
						17 備品購入費	2,000	職員手当等 (800 増)
		2,000		1,558				・現員現給の調整 800 増
								23 教育情報機器整備に要する経費 3,558 増
								需用費 (1,558 増)
								消耗品費 1,558 増
								備品購入費 (2,000 増)
								・モバイルWi-Fiルーター 2,000
4 教育研究 指導費	1,410 (197,620) (199,030)			1,408	2			
				寄附金				
				477	2	10 需用費	479	10 特別支援教育に要する経費 479 増

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
4 教育研究 指導費						1 消耗品費	479	需用費 消耗品費 (479 増)
				645		17 備品購入費	931	23 教育総合支援センターに要する経費 645 増
				286				備品購入費 (645 増) ・教育総合支援センター用備品 645
								45 学力向上推進事業に要する経費 286 増
							備品購入費 (286) ・デジタルテレビ 286	
項 計	4,268 (830,888) (835,156)	2,000		2,966	△698			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	7,984 (336,612) (344,596)				7,984	1 報 酬	7,984	20 小学校管理に要する経費 7,984 増
								報酬 (7,984 増) ・教育補助員報酬 7,984 増
2 教 育 振 興 費	8,845 (138,329) (147,174)			8,475 寄附金	370			
				7,788	350	10 需 用 費	43	21 小学校教育設備及び教材費に要する経費 8,138 増

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 教育 振興費						1 消耗品費	43	備品購入費 ・ 学校図書	(8,138 増) 8,138 増
				687	20	17 備品購入費	8,802	22 小学校コンピュータ整備に要する経費	707 増
								需用費 消耗品費 備品購入費 ・ 電子黒板 ・ プロジェクター	(43 増) 43 増 (664 増) 441 223
項 計	16,829 (885,753) (902,582)			8,475	8,354				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育 振興費	4,505 (117,376) (121,881)	359 国庫支出金		3,636 寄附金	510				
								3,636	150
						19 扶助費	719	備品購入費 ・ 学校図書	(3,786 増) 3,786 増
		359			360			23 要保護・準要保護生徒就学奨励費	719 増
								扶助費 ・ 特別支援教育就学奨励費	(719 増) 719 増

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	4,505 (486,237) (490,742)	359		3,636	510			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	7,314 (669,849) (677,163)	1,904 国庫支出金 1,904 県支出金			3,506				
				1,600	1 報酬	5,240	2 一般職人件費	1,600 増	
					2 給料	300	給料 ・現員現給の調整 職員手当等 ・現員現給の調整	(300 増) 300 増	
					3 職員手当等	1,300		(1,300 増)	
					4 共済費	333		1,300 増	
					8 旅費	141		1,300 増	
		3,808		1,906	1 費用弁償	141	38 放課後児童対策事業に要する経費	5,714 増	
							報酬 ・放課後児童支援員報酬	(5,240 増) 5,240 増	
							共済費 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 健康保険料負担金	(333 増) 199 増 8 増 126 増	
							旅費 費用弁償	(141 増) 141 増	
3 図書館費	69,000 (154,117) (223,117)		65,600	3,400 繰入金					

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 図書館費			65,600	3,400		14 工事請負費	69,000	20 図書館管理運営に要する経費 69,000 増
								工事請負費 (69,000) ・ふじしろ図書館空調設備改修工事 69,000
4 文化財 保護費	5,610 (17,081) (22,691)			5,610 寄附金		17 備品購入費	5,610	25 埋蔵文化財センター活動に要する経費 5,610 増
				5,610				備品購入費 (5,610) ・埋蔵文化財センター備品 5,610
項計	81,924 (948,369) (1,030,293)	3,808	65,600	9,010	3,506			
款計	107,526 (3,786,484) (3,894,010)	6,167	65,600	24,087	11,672			
歳出合計	753,330 (39,805,401) (40,558,731)	188,854	86,300	327,042	151,134			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(898) 732	875,687	2,887,478	2,608,266	6,371,431	1,081,305	7,452,736	
補 正 後	(916) 732	888,911	2,878,978	2,620,030	6,387,919	1,078,438	7,466,357	
比 較	(18)	13,224	△ 8,500	11,764	16,488	△ 2,867	13,621	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,900	55,400	42,900	112,300	9,580	219,106	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,370	38,400
	比 較	500	100	700			11,264	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743,064	521,100	433,800	311,000	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	743,064	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較			△ 1,000	200			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,887,478	2,574,902	5,462,380	996,901	6,459,281	
補 正 後	(94) 732		2,878,978	2,586,666	5,465,644	993,701	6,459,345	
比 較			△ 8,500	11,764	3,264	△ 3,200	64	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	73,900	55,400	42,900	112,300	9,580	219,106	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,370	38,400
	比 較	500	100	700			11,264	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	433,800	311,000	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較			△ 1,000	200			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(804)	875,687		33,364	909,051	84,404	993,455	
補 正 後	(822)	888,911		33,364	922,275	84,737	1,007,012	
比 較	(18)	13,224			13,224	333	13,557	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,364						
	補 正 後	33,364						
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料	△ 8,500	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△ 8,500			
職員手当	11,764	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	11,764	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	500 千円 100 700 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円 △ 1,000 200
			11,264	11,264		

継続費についての前々年度末までの支出額，前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画				前々年度 末までの 支 出 額	前年度末 までの 支 出 見 込 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 支 出 予 定 額	翌年度以降 支 出 予 定 額	継続費の総 額に対する 進 捗 率 (%)		
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳								一般財源	
					特 定 財 源									
					国 県 支 出 金	地 方 債								そ の 他
9 教育費	5 社会教育費	ふじしろ図書館空調設備 改修事業	R3	69,000		65,500	3,500			69,000	69,000		46.0	
			R4	81,000		76,900	4,100					81,000	54.0	
			計	150,000		142,400	7,600			69,000	69,000	81,000	100.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
議会会議録作成支援システム 保守点検業務委託	1,060			3-4	1,060				1,060
議会会議録検索システム使用料	610			3-4	610				610
広報印刷業務委託	9,330			3-4	9,330				9,330
ふるさと取手応援寄附受付等 業務委託	協定等に基づく 業務委託経費			3-4	限度額 に同じ			全額	
ふるさと取手応援寄附クレジット 決済手数料	寄附金額に対して協定 等で定める料率を 乗じて得た額に基本料 金を加えた額			3-4	限度額 に同じ			全額	
市役所庁舎管理業務委託	23,140			3-4	23,140				23,140
市役所庁舎夜間警備業務委託	6,530			3-4	6,530				6,530
市役所電話交換業務委託及び 総合案内業務委託	15,630			3-4	15,630				15,630
市バス運転業務委託	3,380			3-4	3,380				3,380

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
藤代庁舎管理業務委託	5,390			3-4	5,390				5,390
藤代庁舎清掃管理業務委託	5,870			3-4	5,870				5,870
藤代庁舎夜間警備業務委託	5,780			3-4	5,780				5,780
サイクルステーションとりで 管理業務委託	39,060			3-4	39,060			18,153	20,907
市税収納業務取扱手数料	市税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額			3-4	限 度 額 に 同 じ				全額
戸頭子育て支援センター 清掃業務委託	600			3-4	600	397			203
取手駅西口・藤代駅南口 公衆トイレ清掃業務委託	5,530			3-4	5,530				5,530
取手駅東西口駅前広場・ ギャラリーロード・歩行者 デッキ清掃業務委託	11,860			3-4	11,860				11,860
藤代駅自由通路等清掃業務委託	1,200			3-4	1,200				1,200
分庁舎清掃管理業務委託	550			3-4	550				550
北浦川緑地清掃及び巡視点検 業務委託	3,650			3-4	3,650	1,825			1,825
消防庁舎清掃管理業務委託	1,500			3-4	1,500				1,500

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
ICT活用教育支援スタッフ業務委託	31,050			3-4	31,050				31,050
図書館（取手・ふじしろ） 清掃管理業務委託	6,390			3-4	6,390				6,390
藤代スポーツセンター庭園管理 業務委託	9,100			3-4	9,100				9,100
藤代スポーツセンター総合体育館 設備保守・清掃業務委託	9,100			3-4	9,100				9,100
藤代スポーツセンター施設管理 業務委託	3,240			3-4	3,240				3,240
藤代スポーツセンター屋外施設 管理業務委託	4,950			3-4	4,950				4,950
藤代武道場受付管理業務委託	3,870			3-4	3,870				3,870
学校給食センター賄材料費 （令和4年4月分）	10,840			3-4	10,840			10,840	
公用車リース料 （令和3年度その2）	34,300			3-12	34,300				34,300
事務用機器使用料 （令和3年度）	4,600			3-8	4,600				4,600
自治体窓口証明発行システム 使用料	3,400			3-8	3,400			3,400	
障害者福祉センターつつじ園 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
障害者福祉センターふじしろ 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
老人福祉センター・ 障害者福祉センターあけぼの 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
老人福祉センターさくら荘 指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
特別養護老人ホーム・ 老人デイサービスセンター ふれあいの郷指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
緊急通報装置リース料	57,980			3-8	57,980			6,555	51,425
いきいきプラザ・げんきサロン 戸頭西・げんきサロン稲・ げんきサロン藤代指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
こども発達センター指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
保育所（井野なないろ・久賀） 給食調理業務委託	88,410			3-5	88,410				88,410
保育所防犯カメラ設置・管理 業務委託	8,060			3-8	8,060				8,060
LED防犯灯リース料	163,350			3-13	163,350				163,350
防火衣リース料（令和3年度）	6,310			3-10	6,310				6,310
小学校（永山小・取手西小・ 高井小）給食調理業務委託	116,900			3-5	116,900				116,900
中学校（取手一中・永山中・ 戸頭中）給食調理業務委託	106,790			3-5	106,790				106,790

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
市民会館・福社会館指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			3-7	限度額 に同じ				全額
図書館配送業務委託	20,420			3-6	20,420				20,420
合 計	829,730				829,730	2,222		38,948	788,560

(令和3年度変更分(変更後))

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料 (令和3年度その1)	8,900			3-11	8,900				8,900

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,330,263	19,600,925	1,863,000	1,897,957	19,565,968
(1) 総務債	161,594	147,156	55,500	14,064	188,592
(2) 民生債	262,400	269,526		22,242	247,284
(3) 衛生債	8,890	7,620		1,270	6,350
(4) 農林水産業債	221,801	203,112	11,600	33,190	181,522
(5) 商工債	42,054	38,272	3,000	3,778	37,494
(6) 土木債	2,028,252	1,916,344	190,300	282,105	1,824,539
(7) 消防債	514,328	506,356	50,200	67,582	488,974
(8) 教育債	2,529,806	2,491,080	258,900	249,164	2,500,816
(9) 地域再生事業債	25,070	7,940		7,790	150
(10) 合併特例債	12,360,465	12,400,654	821,700	1,033,221	12,189,133
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	29,758	22,692		7,066	15,626
(12) 災害復旧債	27,820	25,136		4,085	21,051
(13) 緊急防災・減災事業債	931,866	1,038,617	35,000	155,997	917,620
(14) 全国防災事業債	88,099	83,920		4,183	79,737
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		356,300	403,300		759,600
(16) 緊急自然災害防止対策事業債			14,000		14,000
(17) 公共施設等除却債	98,060	86,200	19,500	12,220	93,480
2. 減税補てん債	485,313	363,776		104,276	259,500
3. 臨時財政対策債	22,522,831	22,408,511	1,942,048	1,719,899	22,630,660
4. 減収補てん債	2,124,367	1,942,877		339,940	1,602,937
5. 調整債	127,700	191,800		6,740	185,060
6. 退職手当債	169,720	135,780		33,940	101,840
7. 災害援護資金貸付債	17,303	14,964		3,593	11,371
合 計	44,777,497	44,658,633	3,805,048	4,106,345	44,357,336

議案第77号

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税収納業務取扱手数料	令和3年度から令和4年度まで	国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額
公用車リース料 (令和3年度その2)	令和3年度から令和6年度まで	400

(変更)

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和3年度)	令和3年度から 令和10年度まで	3,080	公用車リース料 (令和3年度その1)	令和3年度から 令和10年度まで	3,080

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
国民健康保険税収納業務取扱手数料	国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額			3-4	限 度 額 に 同 じ				全 額	
公用車リース料 (令和3年度その2)	400			3-6	400				400	

(令和3年度変更分（変更後）)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
公用車リース料 (令和3年度その1)	3,080			3-10	3,080				3,080	

議案第78号

令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,296,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,629,013	11,298	1,640,311
	1 一般会計繰入金	1,629,013	11,298	1,640,311
歳入合計		3,285,072	11,298	3,296,370

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		213,459	324	213,783
	1 総務管理費	209,367	324	209,691
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,029,715	10,974	3,040,689
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,029,715	10,974	3,040,689
歳出合計		3,285,072	11,298	3,296,370

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
後期高齢者医療保険料収納業務取扱手数料	令和3年度から令和4年度まで	後期高齢者医療保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,629,013	11,298	1,640,311
歳入合計	3,285,072	11,298	3,296,370

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	213,459	324	213,783			324	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,029,715	10,974	3,040,689			10,974	
歳出合計	3,285,072	11,298	3,296,370			11,298	

2 歳 入
 (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費等繰入金	128,244	324	128,568	1 事務費等繰入金	324	・事務費繰入金 324 増
2 保険基盤安定 対策費繰入金	1,415,776	10,974	1,426,750	1 保険基盤安定 対策費繰入金	10,974	・医療給付費負担分繰入金 10,974 増
計	1,629,013	11,298	1,640,311			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	324 (209,367) (209,691)			324 繰入金		18 負担金, 補助及び交付金	324	70 後期高齢者医療事務に要する経費	324 増
				324				(1) 後期高齢者医療事務に関する経費	324 増
								負担金, 補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合市町村負担金	(324 増) 324 増
項 計	324 (209,367) (209,691)			324					
款 計	324 (213,459) (213,783)			324					

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,974 (3,029,715) (3,040,689)			10,974 繰入金					
				10,974		18 負担金, 補助及び交付金	10,974	75 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費	10,974 増
								負担金, 補助及び交付金 ・医療給付費納付金	(10,974 増) 10,974 増

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	10,974 (3,029,715) (3,040,689)			10,974				
款計	10,974 (3,029,715) (3,040,689)			10,974				
歳出合計	11,298 (3,285,072) (3,296,370)			11,298				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
後期高齢者医療保険料収納業務 取扱手数料	後期高齢者医療保険料 収納業務取扱に係る収納 1件当たりの単価に 収納件数を乗じて得た額			3-4	限 度 額 に 同 じ			全 額	

議案第79号

令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,828,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,677,706	77,264	1,754,970
	1 国庫負担金	1,396,282	32,722	1,429,004
	2 国庫補助金	281,424	44,542	325,966
4 支払基金交付金		2,162,048	46,424	2,208,472
	1 支払基金交付金	2,162,048	46,424	2,208,472
5 県支出金		1,205,402	22,725	1,228,127
	1 県負担金	1,143,617	22,239	1,165,856
	3 県補助金	61,784	486	62,270
7 繰入金		1,322,310	26,211	1,348,521
	1 一般会計繰入金	1,322,310	21,625	1,343,935
	2 基金繰入金		4,586	4,586
歳入合計		8,655,388	172,624	8,828,012

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		7,815,080	169,110	7,984,190
	1 介 護 サービス等諸費	7,151,076	136,110	7,287,186
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	172,283	19,000	191,283
	4 高 額 介 護 サービス等費	202,169	4,000	206,169
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	25,224	10,000	35,224
3 地 域 支 援 事 業 費		392,745	3,514	396,259
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サービス事業費	179,892	2,830	182,722
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	198,979	684	199,663
歳 出	合 計	8,655,388	172,624	8,828,012

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料収納業務取扱手数料	令和3年度から令和4年度まで	介護保険料収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額
公用車リース料 (令和3年度)	令和3年度から令和6年度まで	900
いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・ げんきサロン稲・げんきサロン藤代指定管理料	令和3年度から令和7年度まで	協定等に基づく指定管理経費

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,677,706	77,264	1,754,970
4 支払基金交付金	2,162,048	46,424	2,208,472
5 県支出金	1,205,402	22,725	1,228,127
7 繰入金	1,322,310	26,211	1,348,521
歳入合計	8,655,388	172,624	8,828,012

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	7,815,080	169,110	7,984,190	98,674		70,436	
3 地域支援事業費	392,745	3,514	396,259	1,315		2,199	
歳出合計	8,655,388	172,624	8,828,012	99,989		72,635	

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	1,396,282	32,722	1,429,004	1 現 年 度 分	32,722	・介護給付費負担金 32,722 増
計	1,396,282	32,722	1,429,004			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	38,501	566	39,067	1 現 年 度 分	566	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 566 増
2 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 以 外 の 地 域 支 援 事 業)	75,442	263	75,705	1 現 年 度 分	263	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 263 増
3 財政調整交付金	129,481	43,713	173,194	1 現 年 度 分	43,713	・普通調整交付金 43,713 増
計	281,424	44,542	325,966			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,110,071	45,660	2,155,731	1 現 年 度 分	45,660	・第2号被保険者保険料 45,660 増
2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	51,977	764	52,741	1 現 年 度 分	764	・地域支援事業支援交付金 764 増
計	2,162,048	46,424	2,208,472			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,143,617	22,239	1,165,856	1 現 年 度 分	22,239	・介護給付費負担金 22,239 増
計	1,143,617	22,239	1,165,856			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	24,063	354	24,417	1 現 年 度 分	354	・介護予防・日常生活支援総合事業交付金 354 増
--	--------	-----	--------	-----------	-----	---------------------------

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	37,721	132	37,853	1 現年度分	132	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 132 増
計	61,784	486	62,270			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	976,885	21,139	998,024	1 現年度分	21,139	・介護給付費繰入金 21,139 増
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	25,320	354	25,674	1 現年度分	354	・介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 354 増
3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	40,737	132	40,869	1 現年度分	132	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 132 増
計	1,322,310	21,625	1,343,935			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	0	4,586	4,586	1 介護給付費準備基金繰入金	4,586	・介護給付費準備基金繰入金 4,586 増
計	0	4,586	4,586			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
6 居宅介護サービス計画給付費	4,110 (376,968) (381,078)	1,972 国庫支出金 514 県支出金 2,486		514 繰入金 1,110 諸収入 1,624		18 負担金, 補助及び交付金	4,110	75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 負担金, 補助及び交付金 ・居宅介護サービス計画給付費	4,110 増 (4,110 増) 4,110 増
項計	136,110 (7,151,076) (7,287,186)	82,346		53,764					

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	15,000 (126,000) (141,000)	7,200 国庫支出金 1,875 県支出金 9,075		1,875 繰入金 4,050 諸収入 5,925		18 負担金, 補助及び交付金	15,000	75 介護予防サービス給付費に要する経費 負担金, 補助及び交付金 ・介護予防サービス給付費	15,000 増 (15,000 増) 15,000 増
5 介護予防サービス計画給付費	4,000 (25,650) (29,650)	1,920 国庫支出金 500 県支出金 2,420		500 繰入金 1,080 諸収入 1,580		18 負担金, 補助及び交付金	4,000	75 介護予防サービス計画給付費に要する経費 負担金, 補助及び交付金	4,000 増 (4,000 増)

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
5 介護予防サービス計画給付費							・介護予防サービス計画給付費 4,000 増	
項 計	19,000 (172,283) (191,283)	11,495		7,505				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	4,000 (202,020) (206,020)	1,083 国庫支出金		1,337 繰入金	18 負担金, 補助及び交付金	4,000	75 高額介護サービス費に要する経費	4,000 増
		500 県支出金		1,080 諸収入			負担金, 補助及び交付金 ・高額介護サービス費	(4,000 増) 4,000 増
項 計	4,000 (202,169) (206,169)	1,583		2,417				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	10,000 (25,200) (35,200)	2,000 国庫支出金		4,050 繰入金	18 負担金, 補助及び交付金	10,000	75 高額医療合算介護サービス費に要する経費	10,000 増
		1,250 県支出金		2,700 諸収入			負担金, 補助及び交付金	(10,000 増)
項 計		3,250		6,750				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 高額医療合算介護サービス費							・高額医療合算介護サービス費 10,000 増	
項計	10,000 (25,224) (35,224)	3,250		6,750				
款計	169,110 (7,815,080) (7,984,190)	98,674		70,436				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,830 (158,372) (161,202)	566 国庫支出金 354 県支出金 920		1,146 繰入金 764 諸収入 1,910		18 負担金, 補助及び交付金	2,830	75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 2,830 増 負担金, 補助及び交付金 (2,830 増) ・介護予防・生活支援サービス事業費 2,830 増
項計	2,830 (179,892) (182,722)	920		1,910				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

2 任意事業費	684 (29,902) (30,586)	263 国庫支出金 132 県支出金		289 繰入金				
---------	-----------------------------	-----------------------------	--	------------	--	--	--	--

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
2 任意事業費		395		289		18 負担金, 補助及び交付金	684	85 成年後見制度利用支援事業に要する経費	684 増
								負担金, 補助及び交付金	(684 増)
								・成年後見制度利用支援事業後見人等報酬助成金	684 増
項計	684 (198,979) (199,663)	395		289					
款計	3,514 (392,745) (396,259)	1,315		2,199					
歳出合計	172,624 (8,655,388) (8,828,012)	99,989		72,635					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
介護保険料収納業務取扱手数料	介護保険料収納業務 取扱に係る収納1件 当たりの単価に収納 件数を乗じて得た額 に基本料金を加えた額			3-4	限 度 額 に 同 じ				全 額	
公用車リース料 (令和3年度)	900			3-6	900				900	
いきいきプラザ・げんきサロン 戸頭西・げんきサロン稲・ げんきサロン藤代指定管理料	協 定 等 に 基 づ く 指 定 管 理 経 費			3-7	限 度 額 に 同 じ				全 額	

議案第 80 号

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 668,901 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,227,632 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,158,291	668,895	7,827,186
	2 国庫補助金	1,434,944	668,895	2,103,839
21 諸収入		781,825	6	781,831
	6 雑入	631,214	6	631,220
歳入合計		40,558,731	668,901	41,227,632

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,904,270	668,901	16,573,171
	2 児童福祉費	6,233,216	668,901	6,902,117
歳出合計		40,558,731	668,901	41,227,632

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,158,291	668,895	7,827,186
21 諸収入	781,825	6	781,831
歳入合計	40,558,731	668,901	41,227,632

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	15,904,270	668,901	16,573,171	668,895		6	
歳出合計	40,558,731	668,901	41,227,632	668,895		6	

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	318,412	668,895	987,307	2 児童福祉費補助金	668,895	・子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） 事業費補助金 661,500 ・子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） 事務費補助金 7,395
計	1,434,944	668,895	2,103,839			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	191,647	6	191,653	5 民 生 費 雑 入	6	・雇用保険料本人負担分	6 増
計	631,214	6	631,220				

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	668,901 (699,062) (1,367,963)	668,895		6				
		国庫支出金		諸収入				
		668,895		6		1 報酬	1,866	44 子育て世帯への臨時特別給付事業に要する経費 668,901
						3 職員手当等	518	
		668,895		6		4 共済費	329	(1) 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)事業
						8 旅費	155	に関する経費 668,901
						1 費用弁償	155	報酬 (1,866)
						10 需用費	626	・会計年度任用職員報酬 1,866
						1 消耗品費	417	職員手当等 (518)
						4 印刷製本費	209	時間外勤務手当 518
						11 役務費	1,421	共済費 (329)
						1 通信運搬費	519	雇用保険料 19
						4 手数料	902	厚生年金保険料 185
						12 委託料	2,420	子ども・子育て拠出金 8
						13 使用料及び賃借料	66	健康保険料負担金 117
				18 負担金, 補助及び交付金	661,500	旅費 (155)		
						費用弁償 155		
						需用費 (626)		
						消耗品費 417		
						印刷製本費 209		
						役務費 (1,421)		
						通信運搬費 519		
						手数料 902		
						委託料 (2,420)		
						・給付金システム処理業務委託料 2,420		
						使用料及び賃借料 (66)		
						・コピー使用料 66		
						負担金, 補助及び交付金 (661,500)		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費							・子育て世帯への臨時特別給付金 (先行給付分) 661,500	
項計	668,901 (6,233,216) (6,902,117)	668,895		6				
款計	668,901 (15,904,270) (16,573,171)	668,895		6				
歳出合計	668,901 (40,558,731) (41,227,632)	668,895		6				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(916) 732	888,911	2,878,978	2,620,030	6,387,919	1,078,438	7,466,357	
補 正 後	(919) 732	890,777	2,878,978	2,620,548	6,390,303	1,078,767	7,469,070	
比 較	(3)	1,866		518	2,384	329	2,713	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,370	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,888	38,400
	比 較						518	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743,064	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	743,064	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,878,978	2,586,666	5,465,644	993,701	6,459,345	
補 正 後	(94) 732		2,878,978	2,587,184	5,466,162	993,701	6,459,863	
比 較				518	518		518	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,370	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,888	38,400
	比 較						518	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(822)	888,911		33,364	922,275	84,737	1,007,012	
補 正 後	(825)	890,777		33,364	924,141	85,066	1,009,207	
比 較	(3)	1,866			1,866	329	2,195	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,364						
	補 正 後	33,364						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	518	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	518	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤

議案第 8 1 号

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4, 4 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1, 2 7 2, 1 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 4 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,827,186	44,480	7,871,666
	1 国庫負担金	5,653,423	24,727	5,678,150
	2 国庫補助金	2,103,839	19,753	2,123,592
歳入合計		41,227,632	44,480	41,272,112

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,446,113	44,480	2,490,593
	1 保健衛生費	1,878,710	44,480	1,923,190
歳出合計		41,227,632	44,480	41,272,112

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,827,186	44,480	7,871,666
歳入合計	41,227,632	44,480	41,272,112

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2,446,113	44,480	2,490,593	44,480			
歳出合計	41,227,632	44,480	41,272,112	44,480			

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	540,957	24,727	565,684	3 予 防 費 負 担 金	24,727	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 24,727 増
計	5,653,423	24,727	5,678,150			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	362,233	19,753	381,986	2 予 防 費 補 助 金	19,753	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業費補助金 19,753 増
計	2,103,839	19,753	2,123,592			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費	44,480 (1,131,329) (1,175,809)	44,480 国庫支出金						
		44,480				3 職員手当等	4,760	20 予防接種に要する経費 44,480 増
		44,480				10 需用費	1,747	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 44,480 増
						1 消耗品費	1,704	
						4 印刷製本費	43	職員手当等 (4,760 増) 時間外勤務手当 4,760 増
						11 役務費	363	需用費 (1,747 増)
						1 通信運搬費	363	消耗品費 1,704 増 印刷製本費 43 増
						12 委託料	29,410	役務費 (363 増)
						18 負担金, 補助及び交付金	8,200	通信運搬費 363 増 委託料 (29,410 増) ・予防接種委託料 24,727 増 ・健康管理システム改修委託料 330 増 ・新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料 1,320 増 ・新型コロナウイルスワクチン接種システム改修委託料 1,155 ・ワクチン移送委託料 1,000 増 ・交通整理業務委託料 878 増
項 計	44,480 (1,878,710) (1,923,190)	44,480						負担金, 補助及び交付金 (8,200 増) ・新型コロナウイルスワクチン接種施設協力金 8,200 増

(款) 4 衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	44,480 (2,446,113) (2,490,593)	44,480						
歳出合計	44,480 (41,227,632) (41,272,112)	44,480						

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(919) 732	890,777	2,878,978	2,620,548	6,390,303	1,078,767	7,469,070	
補 正 後	(919) 732	890,777	2,878,978	2,625,308	6,395,063	1,078,767	7,473,830	
比 較	()			4,760	4,760		4,760	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,888	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	235,648	38,400
	比 較						4,760	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743,064	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	743,064	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,878,978	2,587,184	5,466,162	993,701	6,459,863	
補 正 後	(94) 732		2,878,978	2,591,944	5,470,922	993,701	6,464,623	
比 較				4,760	4,760		4,760	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	230,888	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	235,648	38,400
	比 較						4,760	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(825)	890,777		33,364	924,141	85,066	1,009,207	
補 正 後	(825)	890,777		33,364	924,141	85,066	1,009,207	
比 較	()							

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,364						
	補 正 後	33,364						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	4,760	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	4,760	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
				時間外 4,760		

議案第 8 2 号

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 5 号）

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 1 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 1 7, 9 2 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3, 6 9 0, 0 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日提出

取手市長 藤井 信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,871,666	2,417,920	10,289,586
	1 国庫負担金	5,678,150	64,212	5,742,362
	2 国庫補助金	2,123,592	2,353,708	4,477,300
21 諸収入		781,831	9	781,840
	6 雑入	631,220	9	631,229
歳入合計		41,272,112	2,417,929	43,690,041

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,573,171	2,029,817	18,602,988
	1 社会福祉費	7,448,740	1,364,286	8,813,026
	2 児童福祉費	6,902,117	665,531	7,567,648
4 衛生費		2,490,593	388,112	2,878,705
	1 保健衛生費	1,923,190	388,112	2,311,302
歳出合計		41,272,112	2,417,929	43,690,041

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉総務費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	132,966

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,871,666	2,417,920	10,289,586
21 諸収入	781,831	9	781,840
歳入合計	41,272,112	2,417,929	43,690,041

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	16,573,171	2,029,817	18,602,988	2,029,808		9	
4 衛生費	2,490,593	388,112	2,878,705	388,112			
歳出合計	41,272,112	2,417,929	43,690,041	2,417,920		9	

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	565,684	64,212	629,896	3 予 防 費 負 担 金	64,212	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 64,212 増
計	5,678,150	64,212	5,742,362			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	987,307	2,029,808	3,017,115	1 社会福祉費補助金	1,364,277	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事業費補助金 1,350,000
						・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付事務費補助金 14,277
				2 児童福祉費補助金	665,531	・子育て世帯への臨時特別給付（子育て支援 給付金）事業費補助金 661,500
						・子育て世帯への臨時特別給付（子育て支援 給付金）事務費補助金 4,031
3 衛生費国庫補助金	381,986	323,900	705,886	2 予 防 費 補 助 金	323,900	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業費補助金 323,900 増
計	2,123,592	2,353,708	4,477,300			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	191,653	9	191,662	5 民 生 費 雑 入	9	・雇用保険料本人負担分 9 増
計	631,220	9	631,229			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	1,364,286 (1,509,534) (2,873,820)	1,364,277 国庫支出金 1,364,277		9 諸収入 9				
					1 報酬	2,643	57 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	
					3 職員手当等	744	給付事業に要する経費	
					4 共済費	494		
					8 旅費	220	報酬 (2,643)	
					1 費用弁償	220	・会計年度任用職員報酬 2,643	
					10 需用費	1,241	職員手当等 (744)	
					1 消耗品費	502	時間外勤務手当 594	
					4 印刷製本費	739	期末手当 150	
					11 役務費	4,324	共済費 (494)	
					1 通信運搬費	2,839	雇用保険料 28	
					4 手数料	1,485	厚生年金保険料 279	
					12 委託料	4,620	子ども・子育て拠出金 11	
					18 負担金, 補助及び交付金	1,350,000	健康保険料負担金 176	
							旅費 (220)	
							費用弁償 220	
							需用費 (1,241)	
							消耗品費 502	
							印刷製本費 739	
							役務費 (4,324)	
							通信運搬費 2,839	
							手数料 1,485	
							委託料 (4,620)	
							・給付金システム処理業務委託料 4,620	
							負担金, 補助及び交付金 (1,350,000)	
							・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 1,350,000	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	1,364,286 (7,448,740) (8,813,026)	1,364,277		9				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	665,531 (1,367,963) (2,033,494)	665,531 国庫支出金							
		665,531			10 需用費	434	44 子育て世帯への臨時特別給付事業に要する経費	665,531 増	
		665,531			1 消耗品費	110	(2) 子育て世帯への臨時特別給付(子育て支援給付金)事業に関する経費		
					4 印刷製本費	324		665,531	
					11 役員費	1,397		需用費	(434)
					1 通信運搬費	495		消耗品費	110
					4 手数料	902		印刷製本費	324
					12 委託料	2,200		役員費	(1,397)
					18 負担金, 補助及び交付金	661,500		通信運搬費	495
								手数料	902
							委託料	(2,200)	
							・給付金システム処理業務委託料	2,200	
							負担金, 補助及び交付金	(661,500)	
							・子育て世帯への臨時特別給付金(子育て支援給付分)	661,500	
項計	665,531 (6,902,117) (7,567,648)	665,531							

(款) 3 民生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	2,029,817 (16,573,171) (18,602,988)	2,029,808		9				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	388,112 (1,175,809) (1,563,921)	388,112 国庫支出金						
		388,112				3 職員手当等	3,900	20 予防接種に要する経費 388,112 増
		388,112				12 委託料	384,212	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 388,112 増
								職員手当等 (3,900 増) 時間外勤務手当 3,900 増 委託料 (384,212 増) ・ 予防接種委託料 32,106 増 ・ 接種会場設置運営管理委託料 320,000 増 ・ 集団・巡回予防接種委託料 32,106 増
項計	388,112 (1,923,190) (2,311,302)	388,112						
款計	388,112 (2,490,593) (2,878,705)	388,112						
歳出合計	2,417,929 (41,272,112) (43,690,041)	2,417,920		9				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(919) 732	890,777	2,878,978	2,625,308	6,395,063	1,078,767	7,473,830	
補 正 後	(922) 732	893,420	2,878,978	2,629,952	6,402,350	1,079,261	7,481,611	
比 較	(3)	2,643		4,644	7,287	494	7,781	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	235,648	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,142	38,400
	比 較						4,494	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	743,064	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	743,214	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
比 較	150							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,878,978	2,591,944	5,470,922	993,701	6,464,623	
補 正 後	(94) 732		2,878,978	2,596,438	5,475,416	993,701	6,469,117	
比 較				4,494	4,494		4,494	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	235,648	38,400
	補 正 後	74,400	55,500	43,600	112,300	9,580	240,142	38,400
	比 較						4,494	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	補 正 後	709,700	521,100	432,800	311,200	36,008	10,247	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(825)	890,777		33,364	924,141	85,066	1,009,207	
補 正 後	(828)	893,420		33,514	926,934	85,560	1,012,494	
比 較	(3)	2,643		150	2,793	494	3,287	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,364						
	補 正 後	33,514						
比 較	150							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	4,644	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	4,644	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤
			時間外 4,494		